

3月4日（水）

令和 8 年 3 月 4 日 (水曜日)

午前10時0分開議

出席議員 (34名)	
2番 永山敏郎	(県民連合立憲)
3番 今村光雄	(公明党宮崎県議団)
4番 工藤隆久	(同)
5番 山内いっとく	(宮崎県議会自由民主党)
6番 山口俊樹	(同)
7番 下沖篤史	(同)
8番 齊藤了介	(同)
9番 黒岩保雄	(同)
10番 渡辺正剛	(同)
11番 河野通博	(同)
13番 外山衛	(同)
14番 脇谷のりこ	(未来への風)
15番 松本哲也	(県民連合立憲)
16番 坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
17番 重松幸次郎	(同)
18番 野崎幸士	(宮崎県議会自由民主党)
19番 佐藤雅洋	(同)
20番 内田理佐	(同)
21番 川添博	(同)
22番 荒神稔	(同)
23番 日高博之	(同)
24番 福田新一	(同)
25番 本田利弘	(同)
27番 凶師博規	(無所属の会 チームひむか)
28番 前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
29番 井本英雄	(自民党同志会)
30番 岩切達哉	(県民連合立憲)
31番 中野一則	(宮崎県議会自由民主党)
33番 安田厚生	(同)
34番 坂口博美	(同)
35番 山下寿	(同)
36番 山下博三	(同)
37番 二見康之	(同)
39番 日高陽一	(同)
欠席議員 (1名)	
32番 濱砂守	(宮崎県議会自由民主党)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	川北正文
政策調整監	大東収
総務部長	田中克尚
危機管理統括監	津田君彦
福祉保健部長	小牧直裕
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	児玉浩明
農政水産部長	児玉憲明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	平山文春
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	吉村達也
警察本部長	高井良浩
監査事務局長	坂元修一
人事委員会事務局長	日高正勝

事務局職員出席者

事務局 局長	川畑敏彦
事務局 次長	久保範通
議事課 課長	菊池博
政策調査課 課長	西久保耕史
議事課 課長補佐	古谷信人
議事課 議事担当主幹	池田憲司
議事課 主任主事	前鶴彩友

◎ 一般質問

○日高陽一副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、荒神稔議員。

○荒神 稔議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。県政につなぐ、自由民主党、都城市選出の荒神稔です。

気象庁は、近年の記録的な高温を受け、「最高気温が40度以上の日」の名称を新たに決めるため、インターネットでアンケート調査を始めました。また、地球温暖化に伴い、日向灘の海面水温が上昇し、専門家は、さらなる水温上昇により、漁獲量減などが進む可能性を指摘しております。

本県の農政においても、県の主力品種であるヒノヒカリが地球温暖化の影響により不安定化したため、高温条件でも優れる新たな品種として「ひなた舞」を発表し、令和9年度産から本格販売予定と伺っています。

それでは、本題に入ります。

先日の代表質問で河野知事は、「この愛する宮崎をさらによりよく発展させたいという強い思いから、次期知事選に出馬を決断しました」と表明されました。

河野県政も4期16年と長期であるゆえに、是々非々の声が聞こえてきます。ぜひ河野知事には、長期県政だからこそ実現できた取組に加え、県独自のめり張りある取組をちりばめるなど、知事選5期目の出馬へ思いのこもった令和8年度の当初予算について、分かりやすい言葉で、あらゆる場所の県民の皆様にご話していただ

きたいと思っておりますし、そのことが、河野知事を応援したくなる、期待したくなる県民が増えることにつながるのではないかと考えます。

また、知事選の時期について申しますと、12月、1月のシーズンの選挙は死活問題であると言われる業界もあります。そのような時期に実施される選挙だからこそ、実りある政策論議が行われる選挙であってほしいと強く願っています。

それでは、次世代が希望を持てる宮崎の実現について伺います。

知事は、県政運営に関する所信の中で、来年には、本県人口が100万人を割り込むことが見込まれると述べられています。

100万人を割り込むことを待つのではなく、次世代が希望を持てる宮崎の実現に向けて、「住みたい宮崎」にどのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

次に、女性管理職登用について伺います。

昨年10月21日、我が自由民主党の高市早苗衆議院議員が第104代内閣総理大臣に指名され、日本の憲政史上初の女性総理大臣が誕生しました。また、衆議院選挙後の2月18日、国会で第105代内閣総理大臣に再指名されたことは、皆様御承知のとおりであります。

先進国29か国の女性の働きやすさでは、上位は北欧諸国であり、日本は2年連続ワースト3であります。このような状況でも、女性管理職の増加、働きやすい環境の整備、労働力不足の解消、男女間の格差是正を国が推進する中で、従業員101名以上の企業に対し、管理職に占める女性比率等の公表を義務づける女性活躍推進法の改正が昨年可決されています。

本県庁の女性管理職の登用割合と、今後の目標計画や取組について、知事に伺います。

壇上の質問は以上として、以後の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、次世代が希望を持てる宮崎の実現についてであります。

我が国は、少子高齢化・人口減少をはじめ、国際情勢の緊迫化、気候変動への対応、食料・エネルギー資源の確保など、多岐にわたる社会問題に直面しており、先行きが見えず、不確実性が高まる時代を迎えております。今、各国においては、地域の将来をかけてA Iの社会実装でありますとか教育現場への応用、様々な動きも進められているところであります。

このような中、将来を担う次世代の育成に当たっては、多様な知識や情報を掛け合わせ、新しい答えを導き出す「知」の力を育むとともに、地域に根を張り、未来に夢や希望を持てる環境をつくることが重要になると考えております。

このため、置県150年という県政の次なる大きな節目に向け、子供・若者が集い、学び、楽しめる新たな「知の拠点」づくりに取り組む方針を掲げたところであります。まずは、総合博物館と平和台公園の再整備に向けた調査・検討に着手いたします。

あわせて、国スポ施設等を活用した世界レベルのスポーツ大会や大規模音楽ライブの開催など、子供・若者が宮崎にいながら特別な空間や時間を共有できる機会の創出にも力を入れてまいります。

子供たちは、我々県民のかけがえのない宝であり、未来への希望であります。私は、これらの取組をはじめ、次世代が主役となる施策を着実に進め、宮崎に生まれ育った子供・若者が、

ふるさとで安心して暮らし、学び、働くことができる社会の実現に力を尽くしてまいります。

次に、女性職員の管理職登用についてであります。

県政を推進していく上で、意欲を持って仕事に取り組む女性職員がその能力を最大限発揮し活躍できるよう、女性の登用を積極的に進めることは大変重要であると認識しております。

現段階では、職員の年齢や男女の構成比の関係上、管理職への女性登用を一気に進めることは難しい状況にありますことから、まずは、担当を統括する副主幹以上の女性職員の割合を令和8年度までに20%にするという目標を掲げ、積極的に進めてきております。

今年度、副主幹以上の割合は21.4%であり、また、課長級以上の割合は10年前の6.9%に対して11.2%と、いずれも過去最高となっております。女性の登用が着実に進んでいるものと考えております。

今後とも、働きやすい職場づくりをはじめ、様々な研修機会の提供や幅広い分野への配置など、女性職員がその能力を発揮できる取組をより一層推進してまいります。以上であります。

〔降壇〕

○荒神 稔議員 答弁にあります置県150年の節目での「知の拠点」づくりが、現代社会の若者にとって果たして希望を持てるものになるのか私には分かりませんが、「知の拠点」づくりにとどまらず、若い世代の意見をしっかりと取り入れながら、次世代が希望を持てる宮崎の実現に取り組んでほしいと思います。

また、女性管理職の登用ですが、都城市の現状を紹介しますと、女性管理職の割合が30%を超え、部長級では18名のうち7名が女性職員で、38.9%と県内9市でトップクラスのようで

す。

次に、県営一ヶ岡団地のPFI事業における県内企業の受注機会の確保について伺います。

本県は老朽化が進む県営住宅について、民間の資金やノウハウを取り入れる「民間資金活用による社会資本整備（PFI）」を活用し、再整備に取り組まれております。

PFIについては、以前、坂本議員からも具体的な導入の検討基準等について質問がありました。答弁でも、社会情勢の変化を勘案し、これまで以上に検討の必要性を述べられていたが、一方で、PFI事業は事業規模も大きく、県内企業の受注が難しくなるのではと心配しております。

そこで、県営一ヶ岡団地のPFI事業における県内企業の受注機会の確保について、県の考えを県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県では、建築を含む公共調達に関して、「県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針」を定め、地産地消を推進しております。

今回の県営一ヶ岡団地再整備事業は、PFI手法による大規模な事業であり、地域経済への影響が大きいと見られ、県内企業の受注機会の確保に配慮する必要があります。

一方で、WTO政府調達協定の対象となっており、公平性の観点から、入札参加者を県内企業に限定するなどの直接的な地域要件の設定ができない状況にあります。

このため、現在、より多くの県内企業が本事業に参画できるよう、入札方式などの検討を行っております。

○荒神 稔議員 それでは次に、県営一ヶ岡団地のPFI事業を含む、県営住宅建て替え工事での県産材利用促進について、県土整備部長に

伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県産材の利用促進は、県内産業の振興や脱炭素社会の実現の観点からも重要な取組であります。

一ヶ岡団地再整備事業は、WTO政府調達協定の対象であるため、資材の産地を特定することはできませんが、事業者に対して、県産材の利用を要請するとともに、建物の木造化や内装木質化について、積極的な提案を求めてまいります。

今後とも、県営住宅の整備等においては、これまでの[※]中層の住宅や集会所の木造化などに加え、中高層の住宅において、鉄筋コンクリート造と木造との複合的な構造を検討するなど、県産材のさらなる利用促進に努めてまいります。

○荒神 稔議員 県営一ヶ岡団地はPFIかつWTO案件ということで、様々な制約があるようですが、地元業者育成や県産材活用の観点からも最大限の工夫をお願いしたいと思います。

次に、本県の県有施設における木材利用の取組について伺います。

先日の代表質問でも、県産材の需要拡大の取組として、木造化の促進や新たな用途製品開発と輸出等の取組について答弁されましたが、県有施設における木材利用の取組を、県産材利用推進委員会会長でもあらわれる佐藤副知事にお尋ねいたします。

○副知事（佐藤弘之君） 県では、条例及び基本方針の下、県有施設の木材利用を積極的に推進しております。

最近の事例では、アスリートタウン延岡アリーナやパーソルアクアパーク宮崎において、県産の一般流通材を用いた屋根の木造化や内装木質化に取り組み、木材の心地よさや魅力を発信しております。

※ 174ページに訂正発言あり

また、私が会長を務める県産材利用推進委員会に、今年度から新たに外部有識者委員を加えた木造化検討審査会を設置し、施設整備計画というこれまでより早い段階で木造化の可否を審査するとともに、審査の中間段階で木材利用技術センターによる技術的助言等を行うことにより、可能な限り県有施設の木造化・木質化を実現してまいります。

基本方針では、公共建築物の木造率を令和12年度までに35%とする目標を掲げており、この達成に向け、今後とも関係部局と知恵を出し合いながら、県有施設の木材利用を推進し、建築分野における県産材の需要拡大に積極的に取り組んでまいります。

○荒神 稔議員 木材の需要がないと再造林は進まないことを強く申し述べて、次に、県営住宅について伺います。

人口減少の進む中山間地域では、介護サービス提供には特別地域加算などが設けられておりますが、その一方、需要の低迷で事業者が経営難に陥り、撤退することが懸念されています。

また、高齢化が進むにつれて孤独死・孤立死が増加する中、独居高齢者等の見守りなど、住民と行政との橋渡し役である県内の民生委員・児童委員の担い手不足も深刻で、自治体も人員確保に苦慮しているようです。

山間部に住む高齢者を支えることが困難になりつつある中で、希望者については、比較的市街地にある県営住宅に入居してもらうことで、課題解決の一助になると考えますが、持家がある方は入居できないと聞きます。

そこで、山間部の持家に住む高齢者について、県営住宅の入居要件を緩和することはできないのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県営住宅は、

公営住宅法に基づき、住宅困窮者を対象に比較的安価な家賃で提供することを目的としており、「持ち家が著しく老朽化し、かつ、費用不足のため建替えが困難である」場合などの例外を除き、原則として、持家のある方は、「入居要件を満たさない」として運用しております。

このため、山間部の持家に住む高齢者の入居は、現時点では困難な状況にありますが、日々の生活や交通の不便さなど、地域の実態を国へ届けるとともに、今後の要件緩和について注視してまいります。

○荒神 稔議員 外国人材の受入れ促進を目的とした県営住宅の入居要件緩和は行っているのですから、生涯日本人として頑張ってきた高齢者の声にも寄り添うべきだと思うところです。

次に、子育て支援対策としての県営住宅の活用について伺います。

日本一挑戦プロジェクトにある、合計特殊出生率、また婚姻数の目標もなかなかですが、県営住宅における子育て世帯の入居支援について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県営住宅では、現在、子育て世帯に対して様々な入居支援を行っているところです。

一定の条件を満たす子育て世帯が県営住宅に入居する際に優遇措置を行っているほか、子育て世帯に適した専用の住戸を確保し、優先的に提供する取組を行っております。

さらに、この専用住戸の入居期限を、同居する子供が「15歳に達する年度まで」から「18歳に達する年度まで」に3年間延長するため、条例の改正案を今議会に提案しているほか、入居対象年齢も拡大することとしており、これらは全国的にも先進的な取組となります。

今後とも、県営住宅における子育て世帯の入

居支援に努めてまいります。

また、先ほどの一ヶ岡団地の県産材利用につきまして、誤って中層住宅と申しましたが、正しくは低層住宅です。訂正いたします。

○荒神 稔議員 「15歳に達する年度まで」から「18歳に達する年度まで」に期限が延長された先進的な取組が、どのような効果を生むのか見守りたいと思います。

次に、中山間地域への農業人材の呼び込みについて伺います。

中山間地域では、生産条件が厳しい中で集落機能が低下し、農村の存続は喫緊の課題であります。

他の地域から人を呼び込むためには、県が市町村と一緒に、その地域の農業について効果的なPRを行う必要があると考えます。

中山間地域への農業人材の呼び込みとして、移住に対する県の支援について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 中山間地域の農業・農村を守り、地域を活性化していくためには、地域農業を担う人材を地域外から呼び込むことが重要であります。

このため県では、県内外で移住や就農の相談会等を開催するとともに、当初予算案で計上している新規事業により、移住希望者へ産地の情報を発信し、新たに県内各地での農業体験ツアーを実施するなど、人材の呼び込みを強化します。

また、副業的に農業を行う半農半Xの取組も支援しており、これまで山間地域への移住者に対し、農業用機械などへの補助等を26件実施しました。来年度からは、当初予算案で計上している事業により、対象を山間地域から中山間地域全域に拡充します。

引き続き、中山間地域の農業人材の確保に取り組んでまいります。

○荒神 稔議員 中山間地域の全域に拡充されたことに大いに期待したいと思います。

それでは次に、放置竹林を活用した笹サイレージ推進についてお伺いいたします。

少子化や高齢化により、畜産農家戸数は減少の傾向にある中、長引く円安は、燃油や飼料など様々な生産資材の価格を高騰させ、畜産農家は飼料価格等の高騰に苦しまれ、厳しい経営状況が続いております。私は、このことにより、畜産農家戸数の減少がさらに加速するのではないかと強く懸念しております。

また、適切な管理が行き届かない農地等のために、放置竹林が繁茂する問題が顕在化しております。

このような中、都城市に本社を置く大和フロンティア株式会社が、画期的な取組を実践されております。同社は、県内の放置竹林から伐採したササや竹を、畜産飼料である笹サイレージとして製品化し、販売されております。この取組は、畜産農家の飼料価格高騰対策に貢献すると同時に、放置竹林の解消にも寄与するものと高く評価しております。

本県が持続可能な畜産業を確立していくためには、このような優れた取組を広く周知し、その普及を促進していくことが不可欠であると考えます。

そこで、笹サイレージに対するこれまでの県の取組と今後の対応について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 笹サイレージにつきましては、平成23年から、畜産試験場や宮崎大学において、家畜飼料としての利用に向けた研究に取り組み、平成28年に製造事業者に

より実用化され、販売に至りました。

飼料価格が高騰する中、ササという未利用資源を活用するこの技術は、飼料自給率を向上させ、畜産経営の安定に寄与するものであることから、畜産関係者を対象とした研修会等において、牛に給与した場合の効果を情報提供するなど、周知を図っているところです。

現在、製造事業者では、配合飼料などの他の飼料と組み合わせた新たな商品開発が進められており、県としましても、農業大学校での給与実証を行うなど、引き続き、ササなどの未利用資源の有効活用に向けてまいります。

○荒神 稔議員 ササなどの未利用資源の有効活用にしっかり取り組まれますように要望して、次に、特定外来生物の指定について伺いたします。

先月15日、都城市の南九州大学において、NPO法人都城大淀川サミットが主催する大淀川環境大学が開催され、他の地元県議とともに参加してきました。

都城市内の大淀川水系において国内で初めて確認され、生息域を拡大させている外来肉食魚、コウライオヤニラミの生息調査や駆除活動、さらには、学生が考案したコウライオヤニラミを使ったレシピの紹介など内容も盛りだくさんで、たくさんの質問が出るなど、大変有意義な環境大学でした。

その中で、コウライオヤニラミがこの夏にも特定外来生物に指定される見込みであるとのこと、理事長も大変ありがたいとおっしゃっておりました。これもひとえに、県、市の職員、そして市議会、県議会の意見書の提出、並びに各団体のおかげと語っておられました。

今年度の夏頃にも、輸入や譲渡、飼育が原則禁止となる特定外来生物に指定されることで、

ふるさとの自然環境が破壊されずに守れることを期待しておりますが、コウライオヤニラミが特定外来生物に指定されることで、どのような利点があるのか、環境森林部長にお伺いたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 特定外来生物に指定されると、許可なく飼育することや生きたまま運搬したり野外へ放つこと、輸入や販売することなどが法的に禁止されます。

また、これまでの釣り大会等による駆除活動に加え、国の交付金を活用し、県や市町村、民間団体が行う効果的な駆除が実施できることから、特定外来生物の指定は、さらなる生息域の拡大を抑制し、生態系や水産資源を守るために有効であります。

このため、コウライオヤニラミが指定された際には、県のホームページや講習会等を通じて、法令に基づく禁止事項や罰則規定、さらには、駆除活動への支援事業などを広く普及啓発し、水産部局や関係機関等と連携して、生息域の拡大防止に取り組んでまいります。

○荒神 稔議員 国の交付金を活用できるということで、関係団体等は今以上に駆除活動に熱が入るものと考えます。

次に、有害鳥獣捕獲を担う狩猟者の確保対策について伺います。

以前も質問いたしましたが、本県における令和6年度の野生鳥獣による被害額は4億円余で、前年度比約2割の増加になっております。

また、昨年4月以降、地元都城市を含め、野生イノシシの豚熱感染が確認されるなど、養豚業界にも深刻な影響が出ています。

一方、有害鳥獣捕獲を担う狩猟者は、年々高齢化による減少により、捕獲体制の維持が困難な状況であります。

今後、有害鳥獣捕獲を担う狩猟者の確保について、県はどのように取り組んでいくのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 野生鳥獣による農林作物への被害を防止するためには、捕獲を担う狩猟者の確保が大変重要であります。

このため県では、狩猟に関する相談会やハンティング模擬体験などを行うイベントを開催し、県民の狩猟への関心を高めるとともに、新規免許取得希望者を対象とした講習会の開催や免許取得経費の一部助成を行うなど、狩猟免許を取得しやすい環境づくりに取り組んでおります。

加えて、来年度から、将来の農林業を担う農業高校の生徒や林業大学校の研修生を対象とした狩猟体験学習会を開催し、若い世代に向けた狩猟免許取得への働きかけを行うこととしており、これらの取組を狩猟者の確保につなげてまいります。

○荒神 稔議員 高齢化で減少する中、対策には、やはりスピード感を持った取組が必要だと思えます。

続いて、ガバメントハンターについてお伺いいたします。

人口減少や狩猟者の高齢化等により、現状を維持していくのも困難な状況を踏まえますと、ただいま答弁があった林業大学校の研修生を対象にした取組は理解できますが、将来の農林業を担うかもしれない農業高校の生徒への体験学習には、即効性の観点から疑問があります。

その一方、全国各地で熊による被害が相次ぐ中、対策の切り札として、狩猟免許を持ち捕獲に携わる公務員、いわゆるガバメントハンターが注目を集めています。ガバメントハンターは、狩猟免許と熟練した実猟経験を持ち、有害

鳥獣の捕獲・駆除を公務として担う自治体や専門人材のことであるようです。

このことについて、国、県と各自治体の連携協議が急がれますが、ガバメントハンターについて県はどのように考えているのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 市町村等の依頼を受けて行う有害鳥獣の捕獲活動は、狩猟免許を持つ捕獲班員が担っておりますが、県などから活動経費の助成等の支援はあるものの、ほかに本業を持ちながら活動されている班員の協力に支えられている現状にあります。

このような中、ガバメントハンターの雇用は、行政として、専門性を備え、迅速に対応できる捕獲体制を構築する上で有効である一方で、他県の事例によりますと、雇用の維持や捕獲に関する専門的知識・技術の習得にかかるコストなど、人材の確保・育成に課題があると聞いております。

県としましては、捕獲体制の充実という観点から、今後、他県の先進事例を調査するとともに、市町村や関係団体と議論してまいります。

○荒神 稔議員 農業高校の生徒への体験学習よりも、警察、自衛隊等の退職者との連携が必要不可欠ではないかと思えます。人間よりも獣が多い地域では、やはりコストの問題、養豚業にしても今が大事だ、そういう状況を踏まえながら連携していただきたいなと思っております。

次に、「スポーツランドみやぎ」について伺います。

今回はとりわけ、プロスポーツキャンプ時の来県者の二次交通体制について伺います。

県は、3つの日本一挑戦プロジェクトの「スポーツ観光」の分野で、2026年度までに年間の

プロスポーツ（野球、サッカー、ラグビー等）のキャンプ数43チーム以上を目標に掲げております。万全を期して、おもてなしの心で温かくお迎えすることができるのか、疑問でもありません。

プロスポーツキャンプ時の二次交通体制について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 県では、「スポーツ環境日本一への挑戦」を掲げ、プロチームのキャンプ数全国1位を目指して取り組んでおり、今年度、新たに千葉ロッテマリーンズの一軍キャンプがスタートするなど、着実な成果につながっております。

今後、キャンプ数の増加を目指していく上で、来県者がキャンプ地に向かうための二次交通対策は、都市部に比べ交通基盤が脆弱な本県では大変重要な課題であり、現在、春季キャンプのシーズン中には、バス事業者による臨時バス運行などの対応を行っているところです。

県としましては、引き続き、チームや地元自治体、交通事業者等と連携を図りながら、キャンプ時の交通手段の状況等の把握にも努め、ファンの皆様の利便性の確保やおもてなしの充実に取り組んでまいります。

○荒神 稔議員 本県の交通体制が脆弱との答弁がありました。私も関連して様々な苦情をお聞きします。本県を訪れた一般観光客、イベント・キャンプ時の運行状況、通常の通勤・通学の利用者の交通体制の確保のためにも、詳細に調査されることを強く要望します。

次に、宿泊施設立地促進等支援事業等について伺います。

今回の当初予算案に計上されている宿泊施設立地促進等支援事業及び高付加価値型宿泊施設誘致調査事業の具体的な取組について、商工観

光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） まず、宿泊施設立地促進等支援事業につきましては、スポーツキャンプなどの誘致を促進するため、関係自治体から強い要望のあった、プロチームの受入れに対応した宿泊施設の充実を図るもので、施設の新設や定員増加のための改修等の取組に対し、市町村が民間事業者に補助する場合には、県から市町村へ補助することとしております。

また、高付加価値型宿泊施設誘致調査事業は、高付加価値旅行者の誘客を強化するため、ラグジュアリーホテルの誘致を目指すもので、まずは、市町村と連携して未利用財産など用地情報を調査し、開発事業者に対するヒアリングを通じて、誘致の実現可能性を把握したいと考えております。

これらの新たな取組により、観光やスポーツがもたらす地域への経済効果の最大化につなげてまいります。

○荒神 稔議員 宿泊施設立地促進等支援事業は、国スポ・障スポの施設完成に伴い、令和10年までに6施設の宿泊施設の立地認定を目標とし、各地域への経済波及効果の最大化を図るものであります。都城北諸圏域をはじめ、各地域における課題の提言を踏まえていただいたものと、ありがたく受け止めているところでございます。

そのことを踏まえて、次に、労働力の確保に向けた県の取組について伺います。

生産年齢人口が減少の一途をたどり、労働力供給が絶対的に不足すると言われていますが、宿泊業をはじめ、多くの業種において人手不足の状況にある中、労働力の確保に向けた県の取組について、商工観光労働部長にお伺いいたし

ます。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 労働局によりますと、今年1月の県内の有効求人倍率は1.15倍と、127か月連続で1倍を超えており、人手不足の状況が続いております。

県では、人材確保のため、中学生向けセミナーや、高校3年生向け企業説明会の開催、大学生向けインターンシップ・マッチングサイトの運営などにより、若者の県内就職を促進するほか、UIJターン就職や、女性及びシニアの就業促進に加え、多様な人材が働きやすい職場づくりにも取り組んできたところです。

さらに来年度は、当初予算案で計上しております新規事業により、大学生等が県内企業を取材し、若者の視点で、宮崎で働くことの魅力を発信することとしております。

今後とも、国や関係機関と連携を図りながら、県内企業の人材確保を支援してまいります。

○荒神 稔議員 労働力の確保に向けた県の取組をお伺いしましたが、人手不足はあしたが見えません。このことも緊急な取組が必要と思えます。

次に、保育士不足解消の取組について伺います。

このほど会派勉強会において、質の高い保育士確保に懸念があるものの、保育士不足の現状を踏まえ、地域限定保育士制度について意見・要望がありました。また、総務省の発表した住民基本台帳人口移動報告では、若い女性の地方からの流出が目立つとあり、私は、県内で仕事の選択肢を増やす仕掛けと保育環境確保の政策として、地域限定保育士制度の導入が有効であると考えています。

そこで、地域限定保育士制度の導入につい

て、県の考えを福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 地域限定保育士制度は、保育人材確保を目的として創設されたもので、保育士資格を取得するための実技試験を講習に代えることにより、実施都道府県内において保育に従事できるものです。

本制度については、離職防止や処遇改善など保育士確保のための措置を講じてはなお、不足のおそれが特に大きい場合に限り、導入について国の認定を受けることとなります。

県では、今年度から、保育士・保育所支援センターの体制整備・機能強化や、修学資金貸付けの要件緩和等の取組を始めたところであり、今後、まずはこれらの実績を検証した上で、必要に応じて導入の検討を行ってまいります。

○荒神 稔議員 現在の取組実績を検証の上、必要に応じて検討するとの答弁内容でしたが、県外流出防止と迅速な保育士不足解消の2段階で、いろんなスピード感のある取組が必要ではないかということを申し述べて、次に、感染症対策についてお伺いいたします。

昨日もインフルエンザの感染の報告がありましたが、全国的に感染が急増している梅毒も、県内の感染者報告が多いと聞いております。

県内における梅毒の発生状況と予防の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 梅毒患者の報告数は、近年、全国的に高止まりの傾向にあり、本県においても、令和元年以降、急激に増加し、令和5年は過去最多の166件、令和6年は162件となっております。

こうした中、県では、公共施設や商業施設、医療機関、大学等でのポスター掲示やリーフレットの配布、ラジオやSNSでの情報発信な

ど、感染予防に関する啓発活動を推進しますとともに、より多くの方に検査を受けていただけるよう、保健所では毎月、また、医療機関では期間を定め、無料・匿名検査を実施しております。

引き続き、県民の健康を守るため、市町村や医療機関等と緊密に連携し、梅毒の感染予防や感染拡大防止に取り組んでまいります。

○荒神 稔議員 感染防止策として、より多くの検査を必要とするならば、定期健診等の有料健診メニューに追加するなど、検査の機会が増えることが予防対策になるのではないかと提案を申し述べて、次に行きます。

次に、教育費予算の確保について伺います。

少子化が進む中、毎年、小中学校など多くの学校が廃校になり、その旧校舎・体育館を活用する動きが全国的に活発になっているようです。本県においても、そのような動きがあると聞いております。

郷土の歌人、若山牧水の母校である日向市東郷町の坪谷小学校の閉校式典をはじめ、県内各地の閉校式典の記事を目にします。

県内の小学校では、学校数が昭和31年の352校、児童数が昭和34年の19万3,481人をピークに、令和7年度には、122校減の230校、13万8,790人減の5万4,691人です。

中学校では、学校数が昭和38年、39年の179校で、生徒数が昭和37年の10万2,247人をピークに、令和7年度には、48校減の131校、7万2,341人減の2万9,906人となっております。

一方で、教育を取り巻く環境が多様化・複雑化する中、児童生徒数が減少する中であっても、教育への投資はしっかり確保する必要があります。

教育に関わる予算は、教職員の人件費が多く

を占める中で、人件費以外の政策的な予算財源をどう確保するのが重要だと私は考えます。

そこで、教育費予算の確保について、どのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 教育委員会の令和8年度一般会計予算額は1,270億円余で、その約8割が教職員等の職員費など義務的経費となっており、教育施策推進のための経費や学校の老朽化対策に係る経費の割合が低くなっております。

このため、一般財源に限りがある中、例えば、帰国・外国人児童生徒に対する学習支援事業や特別支援学校体育館へのエアコン設置など優先度の高い事業等について、国の交付金や有利な起債等の活用により、財源を確保しております。

高校教育改革など山積する課題に的確に対応する事業を今後も展開していくために、事業のスクラップ・アンド・ビルドも徹底し、財源の確保に努めてまいります。

○荒神 稔議員 教育は、社会の一員としての基礎を築き、人間へと育てる営みと言われております。教育施策推進のために、十分な予算確保を要望して、次に、小中学校の道徳教育についてお尋ねいたします。

小中高生の自殺者は、統計のある1980年以降で最多となったとあります。本県も高い自殺死亡率であるようですが、24年度の小中学校の児童生徒の不登校も過去最多となったことを県教育委員会が公表されています。

一方、最近の新聞記事に「中高生いじめ動画拡散相次ぐ」とあった中で、「動画をネットで配信して注目を集めることが、子どもにとって大きな目的になっています。誰かを害する行動

だと考えず、自分のやっていることが「いじめ」で悪いことなのだと認識させることが大切で、「何が正しい行動か」を事前に教えるべきだ」とあります。

不審者対応の影響により、地域において挨拶をしない、話しかけても答えないなど、今の子供たちは、人と人とのつながりの中で学ぶ機会が少なくなっていると感じます。

このことから、いじめ・不登校問題の解決には、私の思う「挨拶や当たり前のことを当たり前に行動できる」教えや、学校における豊かな心を育むための道徳教育が重要な役割を果たすものと考えます。

そこで、小中学校等における道徳教育についてどのように考えているのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（吉村達也君） 人間関係の希薄さが課題となっている今、人と人とのつながりの大切さを子供たちが実感できる道徳教育の充実が重要であります。

小中学校では、道徳科の授業のほか、児童生徒会活動によるあいさつ運動や、体験学習等による地域の方々との交流を通して、礼儀や相手を思いやる気持ちなどを育てております。

また、地域の活動を通して様々な方々と関わることによって、人と人とのつながりを感じ、他者への思いやりや地域に貢献しようとする気持ちが育まれるなど、地域の子供を地域で育てていくことにより、道徳性がさらに深まるものと考えております。

今後、学校、家庭、地域全体で子供たちに豊かな心を育む教育を推進してまいります。

○荒神 稔議員 地域と一体で取り組んでいくという答弁でございました。このことが将来の子供たちにとって素晴らしい道徳教育になるこ

とを期待して、次に移ります。

N I E（教育に新聞を）について伺います。

現在、N I E指定校は、指定期間2年間で7校、N I E独自認定校は、指定期間1年間で2校が指定されています。指定校や認定校、N I E推進協議会委員の学校を中心に頑張ってもらっているのが現状です。

以前の教育長の答弁では、今後、N I Eの実践が、指定校や担当者だけで終わる一過性のものではなく、広く継続して行われるよう取り組むという答弁でございました。

そこで、本県のN I Eの現状と今後の取組について、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） N I Eは、社会への興味・関心を高め、言語能力や情報活用能力の向上などの教育的効果が期待されることから、現行の学習指導要領にも新聞の活用が示されており、各学校において実践されております。

また、本県では、新聞の効果的な活用の普及のために、新聞各社や大学等と推進協議会を設置し、先進的な取組を研修会やホームページで広く発信しております。

このような取組を重ねることにより、子供たち一人一人が、国内外の出来事について自分事として捉え議論することや、地域のことを深く考え、地元自治体へ政策提言を行うことなどの学びが広がっております。

今後、協議会と連携を図り、N I Eの充実に努めてまいります。

○荒神 稔議員 こども家庭庁によると、小中高生のインターネットの平均利用時間は約5時間半で過去最長となり、特に高校生の4割近くが1日7時間以上利用していると報じられています。そのような中、タブレットで新聞の電子版「New Study（みやスタ）」を活用

する動きが県内の学校に広まりつつあるようです。地域や担当職員の偏りに関係なく、ICT活用により、情報を読み解く力、主体的に学ぶ力を身につけることで、表現力、読解力につなげる取組を提案して、次に、県立高校生のアルバイト許可制度について伺います。

高校生が様々な分野で活躍する状況を見聞きするときに、頼もしさと誇りを覚えます。

昨年の自民党会派の南那珂地区の意見交換会の中で、県立高校生のアルバイト許可制度について意見が出ました。

また、会派研修で訪れた離島や小規模自治体でも、高校生がふるさとを誇りに思って、アルバイトを頑張っている姿にも出会いました。

私は、自営業の頃に、20数名の中高生のアルバイト生に頑張ってもらったことを思い出します。その頃のバイト生も、今では経営者から公務員まで様々です。

アルバイトは多くの学びが得られると考えております。県立高校生のアルバイトについては、保護者の判断により認めるべきと考えますが、教育委員会の考えを教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 県立高校生のアルバイトにつきましては、生徒及び保護者の連名による申請に基づき、学校長判断で許可しております。

許可に当たり、全日制の高校では、家庭の経済状況に加え、学業成績や生活態度に問題がないこと、夏休み期間等に限ることなどを条件として校則に定めております。

教育委員会としましては、アルバイトにより社会を知ること、人間的な成長も期待できることから、生徒や保護者に寄り添った対応ができるよう、保護者や地域住民等で構成するコ

ミュニティ・スクールの機能等を活用した協議を各学校に依頼しております。

○荒神 稔議員 4月から道路交通法改正となり、16歳以上にも反則金が科せられる青切符制度が施行されます。反則金は、同じ失敗をしないことの戒めと思います。しかし、金銭の出どころは保護者です。

終わりに、今回退職される県幹部職員の皆様、ありがとうございました。1期生は短い期間でございましたけれども、お礼を申し上げます。

県人口が100万人を割る歴史的な年度を抱えた予算編成ですので、次世代に希望が持てる宮崎県を目指すために、そして、人生のスタートは道德教育からだと思っております。社会生活において、人々が守らなければならない人間社会の決まりを再度研究するときではないかということをし述べて、全ての質問を終わります。

（拍手）

○日高陽一副議長 次は、坂本康郎議員。

○坂本康郎議員〔登壇〕（拍手） 公明党宮崎県議団の坂本康郎でございます。本日傍聴にお越しいただいた皆さん、それからお越しいただいている皆さん併せまして、日頃からの御支援に感謝を申し上げながら、通告質問に従いまして質問いたします。

今から26年前、当議会におきまして全会一致で決議されました「核兵器廃絶・世界の恒久平和を希求する宮崎県宣言」には、次のとおり記されています。

世界の恒久平和は人類共通の願いである。

私たちは、核兵器を廃絶し、戦争のない社会、平和で安心して暮らせる社会を子孫に引き継ぐことは、今を生きる私たちに課せられた最大の責務である。

私たちは、世界最初の核兵器、原子爆弾を被爆した国民である。広島・長崎のあの惨禍を再び繰り返してはならない。核兵器の恐ろしさ、核兵器の廃絶を全世界の人々に訴え続けていかなければならない。

宮崎県議会は、日本国憲法に掲げられている、恒久平和の崇高な理念に基づき、国是である「核兵器をつくらず、持たず、持ち込ませず」の非核三原則を遵守し、すべての人間の権利と平等、自由と平和をお互いに創出しあいながら、核兵器がすべての国から一日も早く廃絶されることを願い、ここに「核兵器廃絶・世界の恒久平和を希求する宮崎県宣言」を行う。

平成十一年十月五日 宮崎県議会

この宣言が決議された平成11年は、西暦で1999年になります。戦争の世紀と呼ばれた20世紀を総括し、次の世紀にあっても、永久に、戦争の惨禍を繰り返すことなく、全ての人の権利と平等、自由と平和を追い求め続けていくとの県議会先達の崇高な信念が込められているように感じられます。

日本を取り巻く軍事的な国際環境の変化の中にあって、軍備増強か否かという単純な二者択一の問題ではなく、軍備による抑止力と対話による外交、経済安全保障、国際協力など、複数の政策の組合せをどう進化させていくのか、そこを重視して議論すべき問題であると私どもは考えています。

国際秩序が武力によってゆがめられ、力の論理に大きく傾きかけている今の国際情勢にあって、その時流をやむなしと同調して歩むのか、それとも歴史に裏打ちされた進むべき道を賢明に行くのか、そのいずれかは、政治に携わる者にとって、基本的な政治理念が問われる問題で

あります。

この宮崎県議会の平和宣言に対して、当時の松形祐堯知事は、議会質問の答弁におきまして、「核兵器を廃絶し、恒久平和を実現することは全人類共通の願いでありまして、唯一の被爆国である我が国としては、「核兵器をつくらず、持たず、持ち込ませず」の非核三原則を堅持していくことが大変重要なことであると認識をいたしております。したがいまして、県といたしましては、これまで、この非核三原則の堅持につきまして、全国知事会を通じて国に要望したところではありますが、今後とも引き続き強く要望をしてまいる所存でございます」と述べておられます。

今、改めまして河野知事に、宮崎県宣言に対する御所見をお伺いします。

続けて、県の平和行政の取組について、2点質問いたします。

県が管理していますホームページ「宮崎の戦争記録継承館」は、本県に関係する相当数の戦争の記録資料が精細に整理、体系化され、地方の戦争記録として大変秀逸な内容になっております。

平和教育の教材として積極的に活用すべきと思いますが、ホームページ自体のデザインが古めかしいため、子供や若者向けではなく、せっかくの内容がもったいない状態にありました。

以前からリニューアルを提案してまいりましたが、その後の進捗状況を福祉保健部長に伺います。

県の平和祈念資料展示室は、戦争に関する資料や遺品など約300点が展示され、戦争の記録や記憶を風化させることなく、次世代に継承していくための役割を担っています。

一方で、展示スペースが大変狭く、周辺の道

路事情や収容人数の関係から、来場者の受入れが制限され、また資料の保管スペースも限られているため、御遺族、関係者からの申出のあった新たな遺品・資料の受入れに支障を来す状態で、平和継承、平和学習の拠点施設としての整備が望まれております。

この平和祈念資料展示室につきましては、これまでの議会質問におきましても、知事から、関係者と意見交換を行い、検討を進めていくとの御答弁をいただいておりますが、整備に向けた今後の県の取組を、福祉保健部長に伺います。

壇上の質問は以上とし、以降は質問者席にて行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 答えします。

直近の中東情勢を含め、世界では紛争が絶えず、科学者が人類滅亡の危険性について警鐘を鳴らしております世界終末時計も、過去最短となる「残り85秒」を示しております。

我が国は唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界」の実現に向けて、国際社会をリードしていく責任があります。国において、核兵器の廃絶に向けた現実的かつ実践的な取組がこれまで以上に粘り強く着実に進められることが大切であると考えております。

平成11年に決議されました宣言にありますとおり、核兵器を廃絶し、戦争のない社会、平和で安心して暮らせる社会を子孫に引き継ぐことは、今を生きる私たちに課せられた極めて重要な責務であります。

私も、生まれ育った広島で過ごした期間よりも、今この宮崎で過ごした期間のほうが長くなってはおりますが、やはり核兵器廃絶に関しては格別の思いというものを抱いております。

県民の生命・財産を守る立場にある私としましては、この宣言に込められた思いを胸に、今後とも、戦争や原爆の記憶、被爆者の思いや平和の尊さを次の世代に引き継ぐ取組を進めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長(小牧直裕君)〔登壇〕 答えします。

まず、「宮崎の戦争記録継承館」についてであります。

ホームページ「宮崎の戦争記録継承館」については、開設から15年以上が経過し、戦後80年を機に、新たに「宮崎の戦争記録オンラインミュージアム」として3月下旬に公開する予定です。

今回のリニューアルにより、ページ全体のデザインを一新し、見やすさや操作性が向上し、スマートフォンでも手軽に利用できるようになります。

また、これまでの掲載情報に加え、現在、小中学校で実施しております語り部講話や朗読劇の紹介動画、子供たちからの感想を掲載するなど、内容の充実を図ることとしております。

今後とも、ホームページを活用して積極的に情報発信してまいります。

次に、平和祈念資料展示室の整備についてであります。

平和祈念資料展示室は、戦後80年が経過し、戦争の記憶の風化が懸念される中において、戦中戦後の貴重な資料を直接御覧いただける施設であり、戦没者御遺族の御労苦と、戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に伝える上で、極めて重要な役割を担っております。

この展示室を今後、より多くの方々が訪れやすい施設として将来にわたり存続させていくため、来年度は、他県施設の調査を行うとともに

に、有識者や関係団体等で構成する検討会を設置することとしております。

検討会においては、幅広い御意見を伺いながら、移設を含めた本県にふさわしい展示室の在り方について、しっかりと方向性を検討してまいります。以上であります。〔降壇〕

○坂本康郎議員 それぞれ御答弁いただきまして、ありがとうございました。

最後に伺いました平和祈念資料展示室の整備につきましては、県が進めています教育旅行の誘致という観点から、ぜひ観光の要素も検討の材料に加えていただきたいと思います。

私も県外の主立った平和資料館、戦争記録資料館を幾つか訪ねてまいりましたが、歴史・文化など地域性を反映させたもの、展示の見せ方に凝った工夫がなされたものなど、どちらも訪れる価値のある大変印象に残る施設でありました。そのことも踏まえまして、これで申し上げるのは2度目になりますが、新しい県の平和祈念資料展示室には、県庁5号館の利活用をぜひ検討していただきますよう、改めて提案いたします。

次に、県の南海トラフ対策について、幾つか質問いたします。

先月16日に県の防災会議地震専門部会が開催されていますが、そこでは、南海トラフ巨大地震が発生した際の県の被害想定について更新がなされています。

今回新たに県から示されました被害想定の中で、人的被害の想定ではどのような見直しが行われたのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君） 今回の想定では、国の算定手法を参考に、本県に最大クラスの被害をもたらす地震や津波が起きた場合の建物被害や人的被害等について、最新のデータ

に基づき見直しを行いました。

このうち人的被害については、避難行動に支援を必要とする方がいることや、避難経路の地形などを新たに考慮し、津波からの避難速度を全体的に前回より遅く設定するなどの見直しを行っております。

一方で、津波避難施設の整備が進んだことや早期避難率の向上等により、津波による死者数は減少しており、全体の想定死者数も前回の約1万5,000人から約1万1,000人へと減少したところです。

○坂本康郎議員 御答弁いただきました人的被害の想定につきましては、私の手元にも16日の資料を頂きました。

これを見ますと、前回、令和元年の調査における県の被害想定に対しまして、建物倒壊による死者数は、建物の耐震化や人口減を算入して、被害想定で前回調査を400人下回る結果が示されています。

さらに、津波による死者数につきましては、御答弁にありましたように、避難行動要支援者を伴う場合など、避難速度が通常より遅くなることを見込んだ、より厳しい条件で見直しが行われていますが、被害想定で前回調査を3,600人下回る結果が示されています。

その要因として、県は、この6年間で津波避難ビルや避難タワーなどの施設が増設されたことに加えて、県民の早期避難率が向上したことを挙げられています。

新しい被害想定の中で示されました早期避難率は、前回の55.5%から、今回、日中で57.8%、夜間で59.3%と、県が掲げる70%の目標にはまだ開きがありますが、それでも被害想定の数値を減らし、被害を限りなくゼロに近づけるための鍵を握っていることが、今回改めて

明らかになりました。

早期避難率を向上させていくために、今後県はどう取り組んでいくのか、危機管理統括監に考えを伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君） 地震や津波による人的被害をなくすためには、発災後、迅速かつ安全に避難することが不可欠であることから、県民一人一人が災害を自らにも起こり得るものとして捉え、日頃からハザードマップで自宅等の災害リスクや避難経路を確認するなど、避難意識を高め、実際に行動を移すことが大変重要であります。

このため県では、年間を通して広報や防災イベントを実施するとともに、職員や防災士による出前講座や防災教育などを通じて、事前の備えや迅速な避難行動の啓発に取り組んでいるほか、地域の住民も参加した各種訓練を実施するなど、避難意識の醸成に努めております。

今後とも、新たな被害想定を踏まえて策定した減災計画に沿って、関係機関と連携しながら、早期避難率の改善に向けた取組を進めてまいります。

○坂本康郎議員 県は、昨年3月に公表した「令和6年度津波避難等に関する県民意識調査」に基づいて、県民の早期避難率を評価しています。揺れが収まったらすぐに避難することを日頃から意識している県民が増えることは大変重要であります。私は、この早期避難率を実際の避難行動にどう結びつけるかが、今後の一つの課題ではないかと思えます。

同じ県民意識調査の中で、一昨年8月に本県で津波注意報が発表された際の避難行動について調査結果が公表されていますが、「あなたは、令和6年8月8日に日向灘の地震に伴い津波注意報が発表されたとき、どこに避難しまし

たか」との問いに対し、「近くの高い場所（8.9%）」「津波避難タワー・津波避難高台（3.5%）」などの回答の一方で、「避難しなかった」と答えた人の割合が74.6%を占めています。

県民の防災意識が向上している反面、それが実際に実行に移されるかどうかは、この結果を見る限り怪しい感じがしています。早期避難率の実効性にまだ課題があると言えます。

次に、防災訓練の在り方について伺います。

地域で行われている防災訓練は、休日の午前中などに実施されることが多く、住民が参加しやすい反面、実際の災害発生時の行動につながりにくいという課題があります。

現実の災害は、深夜の豪雨とか通勤・通学時間帯、家族が離れている時間帯、観光客が多い季節など、地域ごとに全く異なる状況で発生します。しかし、今行われています訓練の実情は、自治会イベント的な要素が強く、こうした生活実態に即した複数のシナリオを想定した訓練が十分に行われていません。

県が新たな被害想定を示した今、住民一人一人が自分の生活パターンで本当に避難できるかということを検証できる、実効性のある避難行動につなげられるような訓練への転換が必要ではないかと考えます。

市町村や地域において、夜間、豪雨、孤立リスクなど、様々な条件を踏まえた複数シナリオ訓練の導入が必要ではないかと考えますが、県はどのように働きかけていくのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君） 地震はいつ、どこで起こってもおかしくないことから、様々な想定で避難訓練を行い、備えておくことが大変重要であります。

このため県では、津波の影響を受ける沿岸部や孤立化の可能性のある山間部など、複数のモデル地区を選定した上で、地域住民と行政に加え、福祉、教育、企業、防災士など多様な主体が参加して、災害時の避難や避難所運営に関する課題を議論し、複数のシナリオも想定して実践的な訓練を実施・検証する防災実践塾に新たに取り組むこととしており、必要な経費を来年度当初予算案に計上しております。

今後とも、関係機関と連携しながら、新たな取組によって得られる成果を、市町村や地域に広く横展開するなど、地域防災力の向上を図ってまいります。

○坂本康郎議員 次に、これまでも度々取り上げていますが、津波警報や注意報が発表された際の車の使用について伺います。

岩手県久慈市では、昨年7月、12月と2度の津波警報発表時に、避難車両による交通渋滞により、浸水想定区域内で車両の列が停止する事案が発生しています。同様に、これまで、全国各地、県内においても、避難のため高台へ向かう車が集中し、渋滞や、一部で車両事故が発生したケースがあります。これらは、徒歩が原則という原則論では避難行動を抑制できず、車による避難が間違いなく発生することを示しています。

県民意識調査でも、一昨年8月の津波注意報発表時に4割の人が「車で避難した」と回答していますが、県は、津波警報や注意報が発表された際に、車を使った避難が発生する可能性をどう考えているのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君） 津波発生時の避難に自動車を利用することは、家屋の倒壊や落下物等により、円滑な避難ができない可能

性が高いことや、渋滞や交通事故のおそれがあることなどから、徒歩避難が原則とされております。

車避難の可能性については、県の津波避難計画策定指針において、避難行動要支援者等の円滑な避難が非常に困難で、かつ、渋滞発生や徒歩避難の妨げとなるおそれが低い場合等には、地域の実情に応じた避難方法をあらかじめ検討するよう定めており、限定的に車避難の可能性も考慮しております。

また、近年の地震で車避難による渋滞が発生したことを踏まえ、消防庁は今年1月に改定した指針において、徒歩避難を原則としつつも、やむを得ず自動車避難をせざるを得ない場合に備えた対策を検討するよう、市町村に対して求めたところです。

今後、車避難への対応も含め、確実な避難につなげるための対策について、関係機関と連携しながら研究してまいります。

○坂本康郎議員 車の避難につきましては、県は早くルールを決めて、県民へ周知させることが必要ではないかと、これまでも申し上げてまいりました。同時に、少なくとも浸水想定区域内については、渋滞が起り得る箇所を予測し、交通規制など、何らかの措置が取られることが必要だと考えています。

これに対して、渋滞を事前に予測するのは困難だとおっしゃる方もいました。もしそうであれば、AIを使ってでも予測すべきではないかと思えます。津波発生時に県内の公道で何が起きるのか想定し、未然に被害を防ぐでき得る限りの対策を取ることは、県民の命を守るためにやるべき行政の責務です。

1月17日に宮崎市で実施されました大淀川の不発弾の処理作業の際には、避難指示に併せて

交通規制がしかれました。不発弾がまだ爆発もしていないのに、対象の地域内への車両の進入が禁止され、通行止めの措置が取られたのは、作業中に不意に爆発するかもしれないという危険な状況が想定されたからだとは私は理解しています。行政が予測困難と言うようなことを、個々人で適切に判断し、避難行動に移すことはまず不可能です。

繰り返しになりますが、未然に被害を防ぐでき得る限りの対策を取ることは、県民の命を守るための行政の責務だという視点に立って、研究とおっしゃいましたけれども、そういう悠長な対応ではなく、危機管理局が主導して、警察本部、道路管理者である県土整備部の各関係機関で一度、同じテーブルに着いて対策を検討していただくよう求めます。

次に、県が公表した新たな被害想定では、災害関連死が1,700人から3,500人に上る可能性が示されました。これは、避難の遅れや長期避難生活での健康悪化など、発災後の対応次第で大きく変わり得る被害であり、限りなくゼロに近づけるための対策が急がれます。

避難所の環境改善、要配慮者の支援体制の強化、在宅避難の推進、医療・福祉との連携、避難生活の長期化を見据えた物資・人員計画など、平時からの準備が被害を低減させる鍵になります。

災害関連死を減らしていくために、県はどのように対策を進めていくのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君） 大規模災害時には、厳しい環境で長期の避難生活を強いられることで、災害関連死のリスクが高まることから、避難所の環境改善などの対策が重要です。

このため、県ではこれまで、指定避難所となる県有施設において、マンホールトイレやスポットクーラー、エアマット等を整備したほか、新たに断水時でも水を浄化して繰り返し利用が可能な循環型シャワーを導入するため、必要な経費を2月補正予算案に計上しております。

また、市町村が行う避難所等の資機材整備に対する補助や、避難所運営に必要なノウハウを有する民間企業との応援協定の締結などにも取り組んでおります。

引き続き、避難環境の改善など、災害関連死を減らすための対策を進めてまいります。

○坂本康郎議員 災害関連死のリスクは、避難生活の疲労・ストレスや、心疾患、呼吸器疾患、糖尿病など既存疾患の悪化、避難所の衛生環境の悪化などが主な原因とされ、これらは医師よりも看護師が日常的に担う領域であるため、災害関連死を防ぐ取組におきましては、看護師が重要な役割を担っています。

本県の災害支援ナースの現状とその活動について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 災害支援ナースは、国の養成研修を受講し、都道府県との派遣協定を締結した医療機関等に所属している看護師であり、本県では、現在55機関に216名が所属しております。

具体的な役割、活動内容としましては、各都道府県の派遣調整の下、被災地等に赴き、現地でのニーズに応じ、被災医療機関等での看護業務支援や避難所等における健康管理、感染予防対策などを行うこととなります。

有事の際に迅速に派遣できるよう、災害支援ナースの増加をはじめ、体制の整備に引き続き取り組んでまいります。

○坂本康郎議員 南海トラフ巨大地震の影響を大きく受ける本県におきましては、災害時に即応できる看護人材の育成が、県民の命と健康を守る上で一層重要性を増しています。

看護師に求められる役割は高度化しており、南海トラフをはじめ、激甚化する自然災害への備えが求められる本県の地域特性を踏まえた、大学段階からの体系的な教育、人材の育成が不可欠だと考えますが、県立看護大学におきましては、災害看護教育がどのような体制で実施され、地域との連携や実践的演習など、人材育成にどのように取り組んでおられるのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県立看護大学では、看護基礎教育の中で、災害時の看護人材の役割を学ぶ災害看護学の講義を行うとともに、助産師及び保健師養成課程においても、災害や感染症発生時などの多様な看護に対応できる質の高い看護職者の養成に努めております。

また、大学が有する研究成果や知識を地域に還元するため、看護職者向けの研修など様々な地域貢献活動を実施しており、その中で、災害時の感染症対策等に係る講座や研修を行っております。

県立看護大学が、災害時の医療体制の充実をはじめ、地域の課題に取り組むことは大変重要と考えておりますので、県としましては、今後とも大学と連携して、災害時にも活躍できる高度な看護人材の育成に取り組んでまいります。

○坂本康郎議員 これは御承知かもしれませんが、令和6年の能登半島地震と豪雨災害で被災した石川県は、県立看護大学へ県が寄附を行い、昨年4月から寄附講座「災害実践看護学講座」を開設し、全国でも先進的に災害に強い看護職の育成に取り組んでいます。

本県におきましても、関係者の皆さんは、石川県と同様の問題意識を持っていらっしゃると思います。県と大学、それに看護協会が連携した、災害看護人材の育成のための新たな仕組みづくりに、県が積極的に関わり、県主導で取り組んではいかがでしょうか。

以上で県の南海トラフ対策についての質問を終わり、次に移ります。

令和6年度に経済産業省が実施しました「官公需印刷物の入札・契約に関する実態調査」において、予定価格の作成方法、最低制限価格制度の運用、地域要件の設定、知的財産権への配慮など、これまで国が求めてきた改善が、一部の自治体にしか進んでいないという課題を明らかにしました。

この結果を受けて、昨年6月、国は各都道府県宛てに通知を出し、中小企業の受注機会を確保し、地域産業の持続的な発展につながるよう、印刷物の入札・契約の在り方を改めて見直すよう強く求めています。

そこで、本県における県内企業優先発注の状況につきまして、特に官公需印刷物の入札・契約が適切に行われているのかどうか質問いたします。

まず、直近の県の発注実績におきまして、物品管理調達課で扱う印刷物の発注件数及び発注金額、それぞれの県内企業の受注割合を、会計管理者に伺います。

○会計管理者（平山文春君） 令和6年度に物品管理調達課で取り扱いました印刷物の実績は、発注件数が330件、発注金額が約7,221万円です。

このうち、県内に本社または本店がある県内企業の受注割合は、発注件数で98.2%、発注金額で94.7%です。

○坂本康郎議員 官公需印刷物の入札案件におきましては、おおむね県内企業への優先発注が実行されていることが理解できました。

念のために伺いますが、この案件に入らない、各部局から直接発注される業務委託の発注案件におきましても、その内容に印刷物が含まれるケースがあると思いますが、業務委託における県内企業への発注状況を、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（川北正文君） 県では、広い意味での地産地消を推進することで、地域経済循環の強化を図り、本県経済の活性化を促進するため、平成25年度に実施方針を策定し、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用に努めております。

具体的には、公共工事や情報システム、物品調達等の分野において、特殊な工事や仕様など競争性が不足する場合を除き、県内企業に優先的に発注することとしており、この方針を踏まえ、各部局において公共調達に取り組んでおります。

このような中、業務委託における令和6年度の県内発注率は、件数で約8割、金額で約7割となっており、県内企業への優先発注は一定の浸透が図られているものと認識しております。

○坂本康郎議員 次に、知的財産権への配慮について伺います。

印刷物には、文章、写真、デザイン、編集構成など多様な著作物が含まれており、これらの著作権は、原則として制作事業者に帰属することが一般的になっています。

国の通知では、こうした知的財産権に配慮した契約、いわゆるコンテンツ版パイ・ドール契約の活用が求められております。

具体的に申し上げますと、例えば冊子をPD

F化してウェブ公開する場合や、次の年度に同じデザインで増刷したいなどといった場合、これらは著作権の二次利用に該当し、発注者であっても勝手にデータを使用することはできない決まりになっています。

事業者の皆さんからは、特にこのデータの二次利用に関する取扱いが曖昧ではないかとの御意見を伺っています。

本県における官公需印刷物の知的財産権の取扱いについて、総務部長に伺います。

○総務部長（田中克尚君） 県が企画提案方式により印刷物の作成・印刷を発注し、契約を締結する際、知的財産権については、現在、契約前から受注者が保有するものを除きまして、業務完了後、県に無償譲渡する取扱いを基本としつつ、個々のケースに応じて、各所属において対応しております。

このような中、先般、発注者に譲渡すべき知的財産権をより明確にし、発注者として不要な知的財産権については、受注者に引き続き帰属させることで二次的活用を促進し、制作に係るインセンティブ向上を図るなど、中小企業等へ配慮するよう、国から地方自治体に対し通知されたところであります。

今後、この通知の趣旨も十分踏まえながら、中小企業の受注機会の確保等を図るための関係部局の取組に資する、知的財産権の契約上の取扱いを検討してまいります。

○坂本康郎議員 次に、新年度当初予算案の中で、県から提案がありました新規事業のうち、ICTを活用した2つの事業に関連して質問いたします。

まず、警察本部が事業提案しています安全安心アプリについて、幾つか質問いたします。

近年、全国的に無差別犯罪の多発や犯罪の凶

暴化が大きく報道され、社会の中で、以前より犯罪に対する不安が高まっているように感じられます。県内でも全国同様に治安の悪化が懸念される中、特に子供や女性が不安を覚えるような事案がどの程度発生しているのか把握することは重要だと考えます。

声かけやつきまといのような日常生活に身近な脅威事犯が県内でどの程度起きているのか、現状を警察本部長に伺います。

○警察本部長（高井良浩君） 県警におきましては、性犯罪等の犯罪行為に至る前の行為であったとしても、18歳未満の子供や女性を対象とする声かけ、容姿の撮影、凝視、つきまとい等の行為のうち、その前兆と見られるものについて、脅威事犯として各種対策を講じております。

昨年の脅威事犯の件数は232件でありまして、ここ数年は毎年250件程度で推移しており、依然として予断を許さない状況であります。

県警では、こうした行為に関し、防犯メール等での速やかな情報発信や発生状況に応じた分析に基づく警戒、行為者への指導・警告を徹底しているところであります。

○坂本康郎議員 御答弁にありましたように、県内では、声かけ、つきまといなど、子供や女性が不安を覚える脅威事犯が一定数発生しており、県民の安全・安心につながる適切な情報提供が求められていることを理解しました。

これまで県では、防災・防犯情報メールサービスが情報の提供を行っていましたが、今回新たに安全安心アプリを導入する必要性について、警察本部長に伺います。

また、事業の成果指標として、警察本部はアプリのダウンロード数5万件としていますが、

目的である安全・安心な宮崎県を実現することにつながる、例えば犯罪や脅威事犯の抑制などの本質的な効果の検証をどのようにしていくのか、併せて伺います。

○総務部長（田中克尚君） 県警の新規事業「安全安心アプリ」は、犯罪情報を迅速かつ的確に県民の皆様に届け、地域全体の防犯意識と自主的な防犯活動を高めるために導入するものであります。

従来の防犯メールと比べまして、プッシュ通知や地図機能等を活用することで、発生地域や時間帯を視覚的に分かりやすく伝え、即時性、実効性の向上を図り、被害の未然防止につなげてまいります。

導入効果の評価につきましては、御指摘のとおり、普及状況を示す数値であるダウンロード数を成果指標としておりますが、運用改善を的確に行うため、利用者を対象としたアンケートを実施し、満足度等の指標を数値化して把握することとしております。

このアンケートで利便性や有効性を客観的に検証し、その結果を運用改善に反映してまいります。

○坂本康郎議員 本県の安全安心アプリのような防犯アプリは、既に多くの都道府県警で導入が進んでおり、むしろ導入していない県のほうが少数派になりつつあると承知しています。私も行政のICT活用推進派ですので、防犯DXによる業務の効率化や、地域コミュニティーなど社会環境の変化への対応、情報共有の利便性などから、デジタル技術を活用した防犯システムの導入には必然性があると考えています。

その一方で、このアプリでは、個人の情報、位置情報を取り扱うため、ともしれば、警察が情報を管理するのではないかという疑念が生じ

かねません。そうさせないためには、「警察は位置情報などの個人情報を一切取得しない」ということを運用説明に明確にうたうことが必要です。

全国で既に導入されています各都道府県警のアプリのうち、情報の取扱いについて、説明が曖昧、仕様が不透明、委託先サーバーの扱いが不明、緊急時の扱い方に誤解を招きかねない、将来の仕様変更に触れていないなど、説明が不十分なものほどアプリの普及率が低い傾向が見受けられます。

県民に誤解を与えないために、アプリの設計上や運用規約上の透明性をどう確保するのか、また、外部委託先のサーバーを情報が通る可能性がある場合についても同様に、サーバー使用の情報の透明性をどう確保するのか、警察本部長に伺います。

○警察本部長（高井良浩君） 個人情報、位置情報の取扱いも含めまして、アプリの具体的な仕様は、今後詳細を詰めていくこととしておりますが、個人情報保護法を含め法令の規律に服することは当然として、個人情報や位置情報については、アプリの機能実現上、必要不可欠な場合に限り取得や保存を行うこととし、フルネーム等の不要な情報を取得したり、不要になった情報を漫然と蓄積しないように設計する方針であります。

また、これらの取扱いは、利用規約やプライバシーポリシーに具体的に明記し、アプリ内及び県警のホームページで公表し、県民への透明性を確保してまいります。

さらに、委託先における情報の取扱いについても、県警として適切な監督を行い、安全な運用を徹底してまいります。

○坂本康郎議員 ありがとうございます。

次に、農政水産部から提案されています新規事業のデジタル施設園芸に関連して、幾つか質問いたします。

この事業は、ハウス内の環境データや植物の生育データをAIが分析し、それを参考に生産者が適正な栽培を行うことで、キュウリ、ピーマンの生産性を上げ、農業所得1,000万円プレイヤーの創出など、生産者の農業所得を向上させようとするもので、4年間の基本システムの開発と共同実証を経て、これからの3年間で本格的に運用を開始するとしています。

本県農業の持続性、発展性を考える上で、農業生産者が安定した所得を得られるかどうかは大変重要な課題です。所得が十分でなければ、後継者の確保も新規就農者の増加も望めず、地域の農業は縮小せざるを得ません。

現状の農業所得は依然として厳しい水準にあり、多くの農業者が将来展望を描けない状況にあります。こうした所得の実態を正確に把握し、どの程度まで引き上げる必要があるのかを明確にすることが農業政策の出発点であると考えますが、県は現在の農業者の所得水準をどのように把握しているのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 本県の農業経営体における農業所得につきましては、県が把握している農業所得の集計データによりますと、直近3か年の平均で483万円となっております。

なお、御質問にありました、当初予算案で計上している「みやざきデジタル施設園芸産地拡大事業」の対象品目、キュウリ、ピーマンにつきましては、キュウリの経営体が474万円、ピーマンの経営体が618万円となっております。

○坂本康郎議員 次に、新規事業で掲げています1,000万円プレーヤーの創出について伺います。

県はこの事業において、農業所得1,000万円以上を稼ぐ生産者、1,000万円プレーヤーを今後どのくらいの人数の規模で創出することを目指しているのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 県では、主要品目のキュウリとピーマンにおいて、ハウス内の温度・日射量等のデータを活用し、最適な生育環境により、収穫量の増大を目指す「施設園芸のデジタル化プロジェクト」に取り組んでおり、経験の浅い生産者でも農業所得を向上できる仕組みづくりを進めております。

農業所得1,000万円プレーヤーの育成については、主にキュウリ、ピーマンを栽培している約1,500の経営体のうち、約18%に当たる280ほどの経営体が既に目標を達成しております。

今後、このプロジェクトの実施により、毎年、全体の1%に当たる15経営体ずつの増加を目標としており、令和10年度までの3年間で45経営体の育成を目指してまいります。

○坂本康郎議員 この新規事業は、キュウリとピーマンの生産者を対象にしています。生産量が大きく、生産者数も多い本県の園芸農業の中心品目でありますので、事業の対象になるのは妥当だと思います。

デジタル技術の活用によって生産性が上がり、生産者の農業所得の向上が実現できるようになると、これから農業を志す人たちにとっても大変希望が持てる明るい材料になりますが、そうすると今度は、キュウリ、ピーマン以外のほかの品目の生産者の所得はどうしていくのか、大変気になるところであります。

本県の施設園芸は多様な農業品目で構成され

ており、県の農業全体の底上げを図るためには、デジタル施設園芸の取組をほかの品目へ展開を考えていく必要があります。

県は、キュウリ、ピーマン以外の作物への展開をどう考えているのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） キュウリとピーマンにつきましては、令和4年のプロジェクト前から、ハウス内の温度・日射量等のデータを測定し、農家ごとに技術改善に取り組んできた品目であります。

このため、デジタル技術との親和性が高く、農家個々の技術や経験を見える化、最適化することから、まずは、キュウリ、ピーマンの2品目で、集中的に技術開発を行い、経験の浅い生産者でも所得が確保できるシステムを確立してまいります。

他品目への展開につきましては、環境制御技術が他県や民間企業等で使われているトマトやイチゴを、また、総合農業試験場でこの技術の研究を進めているマンゴーやスイートピーを検討しております。

○坂本康郎議員 次に、デジタル施設園芸における総合農業試験場の役割について伺います。

システムの開発、運用におきまして、県の総合農業試験場はこの事業にどのように関わっていくのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 今回のシステムは、経験の浅い農家でも収穫量を増加できるよう、ハウス内環境や栽培管理、収穫実績等の関係性を分析した上で、次に行うべき管理作業を提案する機能の実装を目指しております。

この分析に当たっては、単にプロジェクトに参加する農家のデータのみならず、これまで総

合農業試験場が積み上げてきた栽培や収量に関する多くの実験データとその成果をシステムに取り込み、多角的なデータからの分析を目指しております。

また、システムから提案された管理作業が最適かどうか試験場の研究員等が検証し、さらなる精度向上を図っていくなど、県としましては、試験場の成果や技術を最大限発揮させながら、システム開発に取り組んでまいります。

○坂本康郎議員 これが最後の質問になります。

今回、この農政のテーマを質問で取り上げるに当たりまして、地域の生産者の皆さんにもお話を伺いました。

土づくりのやり方、肥料の量とバランス、温度や湿度管理の目安など、5年、10年と試行錯誤を重ねて確立した独自の生産ノウハウを生産者の皆さんは持っていると思います。本県の施設園芸は、先達の生産者の皆さんが、長年の経験の中で培ってきた高度な栽培管理の技術によって支えられてきたと言えます。

しかし、就農者の世代交代が進む中で、こうしたノウハウをどのように次の担い手へ継承していくかという課題も生じていました。

県は、デジタル施設園芸の取組の中で、これまで熟練農家が行ってきた、かん水や温度管理、摘葉・摘果などの判断を、ハウス内の温度・湿度や日射量、CO₂濃度といった環境データと併せて収集し、AI解析を通じて可視化・共有する新たな仕組みづくりを進めていると私は理解しています。こうした取組によって、経験に依存していた判断を新規就農者でも学びやすい形に整理し、営農指導にも活用していくことが期待されます。

県が進める新しい事業において、生産者の栽

培ノウハウは具体的にどのような形で活用されていくのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 熟練農業者が持つノウハウは、長年、知恵と工夫を結集して築き上げられた技術であり、生産性向上を目指す多くの農業者にとって、極めて貴重な手本であります。

そのため、本プロジェクトでは、スマートフォンを活用し、収量がトップレベルの熟練農業者のハウス環境や収穫実績等のデータを、自分のハウスと比較できる機能の構築を進めております。

また、農業者がデータを適切に読み解き、活用できるよう、県では、JAと連携した地域ごとの勉強会を定期的で開催し、熟練農業者による栽培技術の理論と実践を直接学ぶ機会を設けることとしております。

今後とも、熟練農業者のノウハウを継承し、生産性の一層の向上を目指してまいります。

○坂本康郎議員 以上で用意しました全ての質問を終わります。御答弁いただき、ありがとうございました。（拍手）

○日高陽一副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後1時0分再開

○外山 衛議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、本田利弘議員。

○本田利弘議員〔登壇〕（拍手） こんにちは。宮崎市選出、自民党の本田利弘です。議長よりお許しをいただきましたので、発言通告書に従いまして、一般質問を進めてまいります。

本日も、支援者の皆様、インターンの学生の皆さん、傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。また、インターネットで御覧いただいている皆様、感謝いたします。

本県の郷土先覚者であり東京慈恵会医科大学の創設、我が国初の看護学校の設立、宮崎神宮の大造営など、医療、教育、社会制度の基盤整備に大きく貢献された高木兼寛公は、「病気を診ずして病人を診よ」と説かれました。

江戸患いとも言われたかっけの原因を細菌と信じて疑わなかった時代にあつて、兼寛公は軍人一人一人の生活、食事、症状を丹念に観察し、机上の理論ではなく、現場の実態から真実を導き出しました。

海軍の練習艦「筑波」での実験航海により、栄養改善がかっけを劇的に減少させることを証明し、海軍の兵食改革を成功させたことは、まさに現場視点、政策反映の実践でありました。

県政運営において、県民の生活実感や地域の細やかな課題を政策に反映させ、現場の声を置き去りにすることなく、デジタル化や効率化を進め、制度や数値目標をつくっていく必要があります。兼寛公が批判した研究室の理論だけで判断する姿勢は、現代でいえば、庁舎内の理論だけで県政を動かす姿勢に重なります。県政は、県民一人一人の生活に寄り添い、政策を進める姿勢を貫く必要があります。

宮崎県及び県教育委員会から後援いただき、4月にメディキット県民文化センターで上演される宮崎の偉人顕彰演劇、高木兼寛を描く「須く、一步進む」は、極めて示唆に富む作品であります。

本劇は、困難に向き合いながらも小さな一歩を踏み出す人々の姿を描き、社会が抱える課題と希望を重ね合わせる内容となっています。行

政が見落としがちな声なき声を、文化芸術がすくい上げ、私たちに問いかける力を持っております。まさに高木兼寛公の理念と響き合う、人間中心の視点を提示する作品であります。

県政が県民に寄り添うためには、制度や数字だけではなく、県民の営みや感情、地域の物語に目を向ける姿勢が不可欠です。人を中心に据える行政という視点は、本県の最上位計画である宮崎県総合計画の理念とも密接に関わるものであります。

総合計画では、「安心と希望の未来への展望」を基本理念として掲げ、2040年に実現すべき宮崎の姿を示しています。昨年9月議会において「人口減少社会に適応」という言葉が使われ、来年度予算案は、この考えを反映させた提案が盛り込まれています。「適応」を人口減少を前提に縮小を受け入れる姿勢と受け取られれば、安心も希望も揺らぎかねません。

総合計画において「安心と希望の未来への展望」という基本理念を掲げる中で、今後どのように人口減少社会に適応していくのか、知事の考えを伺います。

令和8年度一般会計予算案では、置県150年を見据えた未来みやざき成長基金として120億円を積み増す提示がされました。

これまで、置県80年を契機に、スポーツランドみやざきの礎をつくるべく総合運動公園の整備が進められ、置県100年を契機に、宮崎文化振興の礎として総合文化公園が整備されました。将来を見据えた着実な取組により、宮崎を支える柱がつけられてきました。置県150年は7年後に迎えるわけですが、先を見据えた準備をしていく意味は大変重要です。

置県150年に向けた思いと今後の進め方について、知事に見解を伺います。

県財政における健全化についてです。

人口減少、高齢化が進む本県において、税収減と社会保障費増は避けられず、今後の財政運営の硬直化が懸念されます。

また、公営企業会計では資金不足は生じていないものの、一般会計からの繰入れに依存する構造が続けば、財政の透明性の持続可能性に影響を及ぼす可能性があります。

そこで、義務的経費や社会保障関連費が増える中、施策の推進と財政の健全性維持をどのように図っていくのか、知事に伺います。

続きまして、首都圏との連携についてであります。

在京宮崎県人会は、今年で120周年という大きな節目を迎えます。また、在京経営者会議においては、若手経営者を中心にしたグローバルコネクション部会が立ち上がり、宮崎への企業誘致や首都圏企業の本社移転を推進するなど、宮崎の次なる10年をつくる支援をしたいとする動きもあります。

創設120周年を迎える在京宮崎県人会をはじめとする本県ゆかりの方々とは今後どのように連携していくのか、東京事務所へ赴任され、在京宮崎県人会にも貢献いただいた総合政策部長に伺います。

以上を壇上からの質問とし、以下は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、人口減少社会への適応についてであります。

全国と同様に、本県も人口減少が加速しており、来年には100万人を割り込むことが見込まれる中、現在の人口構造や少子化等の状況を踏まえると、短期間でこの流れを反転させること

は困難な状況だと考えております。

この現実を正面から受け止めた上で、可能な限り人口減少のスピードを緩やかにする努力を重ねつつも、今後は、人口減少社会への適応という考え方の下、この先、人口規模が縮小していく中であっても、県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる豊かな社会を構築していくことが、私に課せられた使命と認識しております。

このため、中山間地域における日常サービスの維持や交通・物流の効率化、医療・福祉の事業継続など、持続可能で安全・安心な暮らしづくりに加え、スマート農業の推進や中小企業の生産性向上、産業人材の確保など、高付加価値型の稼ぐ産業づくりを強化してまいります。

現在見直しを進めております総合計画においても、「適応」の視点を盛り込むこととしており、将来像や施策の方向性について、市町村や関係団体はもとより、県民の皆様とも十分に共有しながら、安心と希望あふれる宮崎の実現に向けて、これらの取組を全力で進めてまいります。

次に、置県150年についてであります。

本県人口は、置県150年を迎える2033年には約90万人、その後も長期的に人口減少が進む見通しの中で、次なる県政の大きな節目となるこの150年をどのような姿で迎えるかということが、その先の宮崎の未来を形づくりの上で非常に大切になると考えております。

このような認識の下、私は、これまでの県政の歩みや時代の大きな潮流を踏まえながら、国スポ・障スポの先に控える置県150年を見据えた本県の新たな発展の礎として、「知の拠点」づくりに着手する方針を打ち出したところであります。

来年度から、産業界をはじめ、教育、労働、金融、行政などの関係者に加え、若い世代も含めて構成します未来みやざき成長県民会議を設置し、今後のコンセプトや取組の方向性について、官民一体となって議論を行うとともに、ふるさと納税も活用した未来みやざき成長基金により、必要な取組を機動的、継続的に展開いたします。

議員より高木兼寛公の功績について御紹介がありました。こうした今日の宮崎の礎を築いた先覚者及び先人たちに思いをはせ、さらには未来を担う子供・若者に思いをはせながら、市町村や関係機関、そして県民の皆様と一緒に、この新たなプロジェクトに取り組んでまいります。

最後に、施策の推進と財政の健全性維持についてであります。

令和8年度当初予算案におきましては、職員の人件費等の義務的経費及び医療や介護等に要する社会保障関係費がいずれも増加しており、大きな財政負担が生じております。

このような中、令和8年度地方財政対策では、人件費について、給与改定の影響分を含め、しっかりと所要額が計上されるとともに、病院事業に係る地方財政措置の拡充などが図られ、本県においても、交付税をはじめとする一般財源が大幅に増額となりました。

この結果、直面する課題への対応や次なる成長に向けた施策を積極的に講じつつも、収支不足の抑制、財政関係2基金の残高確保を達成したところでありまして、これは、本県の知事として、そして全国知事会地方税財政常任委員長としての継続的な要望活動の成果とも考えております。

引き続き、あらゆる立場、機会を生かして地

方の実情を国へ強く訴えるとともに、長期的な見通しを持った的確な財政運営に努めることで、支出の避けられない経費が増える中であっても、必要な施策の推進と財政の健全性の維持を両立してまいります。以上であります。〔降壇〕

○総合政策部長（川北正文君）〔登壇〕 お答えします。本県ゆかりの方々との連携についてであります。

人口減少に直面する本県が今後も地域の活力を維持していくためには、自然減対策はもとより、関係人口の創出など、社会減対策の取組強化が不可欠であります。

こうした中、本県と首都圏をつなぐかけ橋として、観光・物産のPRや産業振興等に幅広く御支援をいただいている、今年、創設120周年を迎える在京県人会をはじめ、本県ゆかりの方々の存在は、ますます重要になると考えております。

県としましては、今後、こうした方々との連携による、新東京ビルの機能を活用したイベントの開催や若者向けのプロモーションなど、首都圏から本県への新たな人の流れを生み出す効果的かつ継続的な魅力発信に努めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○本田利弘議員 ありがとうございます。人口減少が進む中でも、県民の暮らしを守り、未来への成長基盤を築くためには、「適応」を前向きな構造転換と捉え、生活サービスの維持と産業の高付加価値化を一体で進めることが不可欠であるという強い意思を感じました。

置県150年に向けた成長基金の活用を軸に、「知の拠点」づくりと、若者、産業界、自治体が連携する県民総参加型の発展モデルを国内外の宮崎ゆかりの皆様も巻き込み構築し、持続可能な財政運営の下、理念「安心と希望の未来へ

の展望」の実現に向けた施策展開をお願いいたします。

続きまして、宮崎県東京ビルの供用についてであります。

県の首都圏拠点である市ヶ谷宮崎県ビルが再整備され、今年10月に供用が開始されます。

旧県ビルが首都圏における宮崎県人の交流拠点として、政治、経済、文化、スポーツなど多方面で活躍する人材を輩出し、郷土発展に寄与してきた歴史・伝統は、継承すべき財産であります。

再整備される県東京ビルは、首都圏における戦略的拠点として重要な役割を担うわけですが、これを活用して、どのように県は施策推進を図っていくのか、総務部長に伺います。

○総務部長（田中克尚君） 県東京ビルは、本年10月の供用開始に向けて再整備を進めております。

新ビルの整備に当たっては、1階に情報発信スペース等を設け、旧ビルが有していた、県内企業の首都圏進出の支援や情報発信などの機能を維持することはもとより、新たに、関係人口創出につながる場の提供や、県産材の心地よさや魅力を伝えるテラスを設置するなど、しっかりと県の施策推進を下支えすることとしております。

議員御指摘のとおり、県東京ビルは、引き続き首都圏における県の施策推進の重要な戦略拠点としての役割を担いますので、関係部局と一層の連携を図りながら、ビル機能の強化・充実に取り組んでまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。学生寮も募集が始まり、来年4月から運用が始まると聞いております。入寮する将来を担う若者が

宮崎とのつながりを感じられるソフト面の整備も、ぜひともよろしくお願いいたします。

続きまして、農業政策について伺います。

地域計画における農地集積・集約化の目標と現状についてであります。

令和5年度から施行された改正農業経営基盤強化促進法により、農地の売買は、農業委員会による農地法第3条と、農地中間管理機構を介した売買の2方式に整備され、市町村による売買制度は廃止されました。農地バンクを経由する売買件数が大幅に増加することが見込まれ、事務量の急増に対応するため、農地バンクの売買手数料が改定されたところです。

まず、本県における担い手への農地集積率の現状と今後の目標について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 本県の担い手への農地集積率は、令和6年度が58.6%と年々上昇しており、農地を守るためには、今後も集積率を高める必要があると考えております。

このような中、国は、農業の生産性向上のため、食料・農業・農村基本計画において、令和12年度末の集積率の目標を70%としており、県においても、第八次農業・農村振興長期計画の後期計画において、集積率の目標を70%と掲げたところです。

県としましては、集積率をさらに高め、担い手が規模拡大を実現するためには、分散した農地を近くに集める集約化の取組が重要と考えておりますので、市町村や農地バンク等と連携しながら集約化を進め、生産性の高い農業の実現に取り組んでまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。就農者の高齢化、担い手不足により、加速度的に進む耕作放棄地が見受けられます。集積率を上

げ、集約を進めていくために、農地バンクの円滑化に向けた県の対応について伺います。

現場では、小規模農地の売買に対する手数料負担が重く、農地流動化の停滞を招きかねないと感じています。制度改正が国主導であるとはいえ、手数料の設定や減免措置、事務体制の強化、周知の在り方など、県として主体的に関与できる余地も少なくはありません。

農地バンクが行う農地売買を円滑に進めるため、手数料の見直しを含め、県としてどのように対応していくのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 農地バンクを通じて行う農地売買は、税制面の優遇措置があるほか、登記に係る事務手続を農地バンクが行うため、本人の手続が不要となるなどのメリットがあり、多くの方に利用していただいております。

一方で農地バンクは、取扱件数の増加に対応した必要な人件費等を賄うため、他県の状況も勘案し、手数料を改定しております。

県としましては、売買が円滑に行われるよう、農業者間の調整に携わる農業委員等に対し、農地バンクを通じた売買のメリット等を丁寧に説明するとともに、ホームページ等で幅広く制度の周知を図りながら、売買の実績や今後の見込量を精査し、農業者負担に配慮した手数料の在り方について、農地バンクとともに検討してまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。農地バンクの手数料改定の一方で、現場では、制度理解の不足や高齢農業者の不安が依然として大きい状況です。県は、業務効率化によるコスト抑制と併せて、地域計画との整合を踏まえた負担軽減策を講じ、農業委員との連携強化によ

り、制度の信頼性向上を図っていただくよう提言いたします。

次に、林業政策についてであります。

国内では、新設住宅着工戸数が減る一方、非住宅分野での木質化・木造化需要が確実に拡大しています。県内でも、集成材、プレカット加工など、高付加価値の加工品を安定供給できる事業者が育ちつつありますが、非住宅向けを含めた国内の需要だけでは十分とは言えず、輸出促進が必要であります。

しかしながら、県産材の取引は依然として丸太依存が強く、付加価値の高い製品の需要を拡大していく必要があります。

そこで、県産材の製品輸出の長期的な目標と達成に向けた取組について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 新設住宅着工戸数の減少等により、国内での木材需要が低迷する中で、本県木材産業の持続的発展を図るためには、付加価値の高い製品の輸出拡大が重要であります。

このため、今年度改定する森林・林業長期計画では、製品輸出額を令和6年度の約6億円から令和12年度までに10億円に引き上げる目標を掲げたところです。

また、来年度から、台中市等との友好交流協定を踏まえ、木材利用の機運が高まっている台湾でのトップセールスをはじめ、韓国での県産材を使用した木造建築物の現地見学会や、米国、香港等へのトライアル輸出を実施するとともに、輸出に取り組む県内事業者の育成・支援を行うなど、目標達成に向けた取組を加速させてまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。宮崎港からの原木輸出も、細島港を追い越しそうな

勢いのようにあります。輸出について、あるべき姿を明確にし、港湾管理者である県土整備部との連携もよろしくお願いいたします。

次に、山のダイゴミプロジェクトについて伺います。

2021年にスタートした、県の人材育成がきっかけとなり始まった山のダイゴミプロジェクトですが、県北の林業や製材業に従事する若手と、株式会社良品計画、株式会社内田洋行の若手社員、武蔵野美術大学の学生などが一緒になり、本県の伐採現場、加工工場の見学ツアーを実施するとともに、デザインの力で県産材の付加価値を高めようと、山の残材や製材加工で出る端材で、小物や玩具、オブジェなどの制作に取り組んだ結果、2024年にウッドデザイン賞優秀賞を受賞するなど、本県林業の未来を照らす新たな取組と聞いています。

宮崎の森林・林業、木材産業のさらなる発展には、柔軟な発想で新たな価値を創造していく人材の育成が必要であると思いますが、これまでの取組と今後の方向性について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 県では、令和3年度から、地域の若手人材と都市部流通大手のデザイナー等の交流を通じた人材育成に取り組んでおります。

この中で、苗木づくりから伐採、加工までの一連の工程を体感しながら意見を交わし、森林や木材、地域の価値を様々な角度から見詰め直すことにより、枝や端材などの未利用材にデザインの力で新たな価値を付加した商品開発や企画展などが始まりました。

今年度は、東京での体験型イベントや香港のデザイナーを招聘したツアーなどにより、木材の作り手と使い手の相互理解を深めたところで

す。

今後とも、これらの取組を通して、森林・木材の魅力、価値観を都市部と共有するとともに、新たな価値を生み出す人材の育成に努めてまいります。

○本田利弘議員 ぜひ、これを一過性で終わらせず、産業全体の変革につなげ、宮崎の林業ブランドの確立の種として、1次産業の活性化に昇華させていただきたいと思います。国内外の宮崎ゆかりの皆さんも巻き込み、林業従事者への価値の転嫁を進めてもらうようお願いいたします。

続きまして、地域交通への対応について伺います。

地域公共交通の維持・再生が喫緊の課題となる中、本県では、バス事業者と連携し、令和7年10月及び12月の水曜日と日曜日にバス無料デーが実施されました。

県の発表によれば、初回10月の2日間だけで延べ7万1,000人が利用し、特に日曜日は通常の2.8倍に達したとのことで、利用促進のきっかけづくりとして一定の成果が見られます。

そこで、バス無料デーの結果を踏まえ、バスの利用促進にどのように取り組むのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（川北正文君） バス無料デーの利用者は、4日間で延べ13万7,000人となり、前年同月の平均と比べ、少ない日で1.5倍、多い日では2.8倍に増加しました。

また、利用者アンケートによると、ふだんはほとんどバスを利用しない方が約3割、「今後の利用頻度が増えると思う」とされた方が約4割に上ったことから、バス利用のきっかけとして、また今後の利用拡大に向けて、一定の効果があつたと認識しております。

今後は、今年度中に詳細な分析結果をまとめるとともに、それを市町村や交通事業者と共有し、効果的な利用促進策の検討に活用する予定であり、引き続き、バスの利用促進に積極的に取り組んでまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。分析結果を効果的な利用促進に結びつけていただけるように、よろしく願いいたします。

地域公共交通の利用促進について、もう一題伺います。

ふだんはバスをほとんど利用しない層が3割を占めたということから、潜在需要の掘り起こしに大きな可能性が示されたとも言えます。しかし、無料デーの効果を一過性に終わらせず、持続的な利用につなげるためには、利便性向上やダイヤ改善、地域ごとの需要に応じた運行最適化など、構造的な課題への対応が不可欠です。

住民の暮らしを支える地域公共交通の改善に向け、県ではどのように取り組むのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（川北正文君） バスなどの地域公共交通は、住民の日常生活を支える重要な社会基盤ですが、深刻な運転士不足や利用者の減少など、取り巻く環境は厳しさを増しております。

このため県では、市町村をまたぐ地域間幹線バスを中心に、市町村や交通事業者とともに、ルートやダイヤの改善を含めた見直しの議論を進めております。

また、市町村内のコミュニティー交通についても、幹線バス等との乗り継ぎの利便性向上に向けた調整を行っているほか、市町村の担当者を対象とした研修会を開催し、自動運転や公共ライドシェア等の先進事例を紹介するなど、市

町村の取組を後押ししているところです。

県では、今後とも、市町村や関係機関との連携を一層深め、公共交通サービスの維持・充実に努めてまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。県が広域交通の設計・調整を主導する体制だけでなく、市町村交通においても、需要分析、運行再編、財源設計、人材・技術支援まで一体で担い、基礎自治体を実装面で支える仕組みも必要ではないかと考えております。

次に、宮崎港について伺います。

宮崎港では原木輸出が急速に伸びており、細島港に迫る勢いのようなようです。こうした急増に対応するため、県は宮崎港東地区において、第13岸壁背後や隣接する新たな置場を整備し、原木を積み出す第12岸壁では、年間11回とされる輸出入船舶の接岸上限を外すための手続が進められ、SOLASに基づく国際基準の保安体制を強化しました。

県として、急増する原木輸出と多様化する貨物需要に対し、宮崎港東地区におけるSOLAS施設の整備効果と今後の貨物増加に向けた対応について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 宮崎港東地区では、外国貨物船の利用を拡大するため、昨年9月にSOLAS施設を整備しており、このこともあり、令和7年は原木輸出船の利用回数が32回と大幅に増加し、輸出量も12万2,000トンと前年の約2倍となっております。

さらに、今後、原木に加え、鉄スクラップなどの貨物の増加も見込まれるため、埠頭用地3.4ヘクタールの拡張工事を夏頃の全面供用を目指して進めております。

また、大型化する貨物船にも対応するため、第14岸壁の新規事業化について、今年1月から

国との協議を行っているところです。

今後も、さらなる貨物の増加に向けて、関係団体等と連携を図りながら、宮崎港東地区の機能強化に取り組んでまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。お話にも出ましたが、今後の需要を鑑み、第14岸壁の新規事業化を強力に進めていただきますよう要望いたします。

続きまして、西地区についての整備状況であります。

西地区においても重要な動きがありました。県は、RORO船が4月から新たに定期就航すると発表しました。

宮崎港の定期航路は現在3航路であり、今年に入って2件目の新規航路開設となります。今後、宮崎港の定期航路を安定して維持していくためには、上り荷と下り荷をバランスよく確保していく必要があります。現在不足している下り荷の確保が必要であります。

そこで伺います。県として、宮崎港西地区におけるフェリー、RORO船による輸送の課題と今後の取組について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） モーダルシフトの進展により、フェリーやRORO船による海上輸送が重要となる中、本県においては、関西・関東方面から宮崎に向けての下り荷の確保が課題となっております。

このため、今年度から新たな取組として、宮崎県ポートセールス協議会において、下り荷を扱う荷主に対し宮崎港利用に関する意向調査を行い、その結果を基に先月開催した荷主と物流事業者とのマッチング会は、新たな商談の機会となった一方で、小口の荷主からは、共同輸送の体制づくりを求める意見をいただいたところ

です。

県としましては、引き続き、関係者と連携して、下り荷の確保に努め、宮崎港の利用拡大に取り組んでまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。トラックドライバー不足が深刻化する中、海上輸送への転換を支える受入れ環境の整備は急務であります。宮崎港の立地は、九州において、外洋に対し大変有利な港として、近隣県からの貨物の取り込みや、陸上交通を含む港湾アクセスの総合改善を一体で進め、成長を取り込む港へ確実に進化させていくべきだと思っております。

続きまして、学校事務職員確保と採用について伺います。

これまでも定例議会で、学校事務職、教育行政職の課題について質問を継続してまいりました。

本県の学校事務は、平成29年度から希望枠による教育行政職員の採用が始まりました。しかし、小中学校事務職員は、令和7年で13名、全体の3%にとどまり、安定した人数確保ができず、制度として十分に機能していません。

令和元年以降、学校事務職の専門性確保について、県教育委員会は、教育委員会採用と知事部局との人事交流で中核人材を確保するとの答弁を繰り返されております。学校現場では、このままでは学校事務の専門性が維持できないと強い危機感を持たれています。これは教育行政の根幹に関わる警鐘です。

県教育委員会は、教育行政職員の採用制度を改める考えはないのか、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 平成29年度に採用を開始した教育行政職員は、現在61名が在職しており、将来、学校事務や教育行政を担う職員の

確保・育成が進んでおります。

採用後、まずは職員としての基礎を身につけてもらうため、組織的な指導が可能な県立学校や教育委員会事務局への配置を優先していることから、市町村立学校への配置は限られており、当面は知事部局からの出向により対応していく必要があります。

公務員志望者が減少する中、今後も必要な人材を確保していくため、教育行政職の魅力を広く発信するとともに、採用制度につきましては、関係部局と連携して、例えば、社会人採用や受験年齢の引上げなど、様々な観点から検討してまいります。

○本田利弘議員 採用制度につきましては、関係部局と連携して検討していただけるということでもあります。教育委員会が主体的な人事ができる制度の検討を、スピードを上げていただくことを要望いたします。

続きまして、学校事務職員の知事部局からの出向について伺います。

本県の小中学校では、学校事務職員の3分の2を知事部局からの出向で支えているのが現状であります。本来、教育行政の専門性を担うべき職が恒常的に出向で埋められているという構造そのものが、県としての人材戦略の欠如を示しているのではないかと伺わざるを得ません。

出向である以上、総務部人事担当部局からの適切なフォロー、ローテーション管理、専門性維持のための研修体系など、責任ある支援が不可欠であります。

知事部局からの出向により学校現場を支える必要がある中、求められる人材の育成をどのように図っているのか、総務部長に伺います。

○総務部長（田中克尚君） 学校事務職員には、学校教育に対する理解はもとより、子供た

ちへの愛情や地域との連携など、学校運営への深い関わりが求められるものと考えております。

現在、知事部局からの出向者が約7割を占めておりまして、出向者の担う役割は大変重要であるため、出向に当たっては、事務能力はもちろんのこと、学校を中心としたキャリア形成を希望する職員からの人選に最大限努めております。

また、意欲ある職員については、2回目、3回目の出向も積極的に行っており、現在出向中の職員の約6割が複数回の学校勤務となるなど、深い理解と経験を有する職員の育成も図っております。

今後とも、学校現場を支える人材の育成・確保に向けて、教育委員会と十分連携を図ってまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。学校教育法の改正により、学校事務職員の職務が「事務をつかさどる」と変化しております。学校現場を支える出向の皆さんへの御理解と御配慮、育成に向け、教育委員会と連携していただくことを強く要望いたします。

続きまして、老齢介護についてであります。

本県の介護サービス利用者は、高齢化の進展に伴い、要介護・要支援認定者の増加が見込まれています。

一方、介護を支える施設基盤として、特別養護老人ホームは一定数を維持しているものの、介護老人保健施設や有料老人ホームを含め、地域ごとの偏在や人材不足による受入れ余力の低下が懸念されています。

こうした中、施設整備、人材確保、経営安定化のいずれもが、将来の介護提供体制の持続性を左右する重要な課題です。

そこで、要支援・要介護認定者数の今後の見込みについて、また、特別養護老人ホーム入所待機者や、介護保険施設、有料老人ホームの施設数及び定員の状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 要支援・要介護認定者については、高齢者保健福祉計画において、2023年の約5万8,000人が2040年には約7万1,000人に増加すると見込んでおります。

また、特別養護老人ホームの入所待機者数は、令和7年4月1日現在で1,512人であり、この10年で半減しております。

特別養護老人ホームなどの介護保険施設の施設数と定員の状況については、令和8年1月1日現在で171施設、定員数は9,985人であり、おおむね計画どおりに推移しております。

また、有料老人ホームの施設数は487施設、定員数は1万2,993人となっております。

○本田利弘議員 続けて伺います。

有料老人ホームについてであります。宮崎県では、老齢年金に加え、厚生年金等の支給額も全国的に低い水準にあり、高齢者の皆様が限られた所得の中で生活をしていらっしゃるようです。

一方、有料老人ホームは、物価高騰や深刻な人手不足による人件費増に直面し、運営継続が困難な状況が続いています。その結果、利用料の値上げを避けられないと聞いています。

今後、国の制度見直しの内容によっては、さらなる利用料上昇が生じ、高齢者が入居を継続できず、いわゆる介護難民が発生する可能性が高いと危惧しております。

物価高により厳しい経営環境にある有料老人ホームへの県の支援について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 有料老人ホームにつきましては、介護の必要な方も含め、入居者の多様なニーズに応える、高齢者の住まいの受皿としての役割を果たしているものと認識しております。

このため県では、補正予算案で計上しております医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業において、介護サービス事業所に加え、有料老人ホームも対象とし、定員1人当たり1万6,000円の支援金を給付することにより、事業者の負担軽減を図ることとしております。

県としましては、引き続き、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、施策の推進に努めてまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。住まいと介護の両面を安定的に確保する中長期の仕組みづくりが不可欠であると思います。県には、施設設備、人材確保、低所得高齢者の住まい支援を一体で進めていただくことを提言いたします。

続きまして、来年本県で開催される国スポ・障スポについて伺います。

過去、昭和54年の本県開催の国体において、県民総参加の体制づくりと競技力向上策を両輪として、天皇杯獲得を果たしました。しかし、昨年の滋賀国スポ、一昨年の佐賀国スポにおいても本県の順位は伸び悩み、競技力の底上げが十分に進んでいるとは言い難い状況であると思います。

残された1年半余りの期間で、競技団体の強化計画、ジュニア育成、指導者配置、企業・学校との連携強化など、1年半後に迫った宮崎国スポ天皇杯獲得に向けた競技力向上に関する進捗状況はどうか、宮崎国スポ・障スポ局長に伺

います。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君） 宮崎国スポでの天皇杯獲得に向け、まず、成年種別の競技力向上につきましては、高い競技力を有する競技力向上推進員やふるさと選手等を令和9年度までに約280名確保する計画としており、令和7年4月時点の112名から、県内企業等とも連携しながら、目標数に向けて、現在、順調に確保を進めている状況です。

少年種別の競技力向上につきましては、宮崎国スポで主力となる現在の高校1年生から中学1年生までのターゲットエイジが、この春からいよいよ各チームの中核となってきた状況で踏まえ、各競技団体と十分に連携しながら、新体制となったチームの強化練習や県外遠征等に鋭意取り組んでおります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。

知事は、宮崎国スポ・障スポをスポーツランドみやぎの確立に向けた大きな契機と位置づけて、開催県として天皇杯獲得を明確なゴールと掲げていらっしゃいます。

天皇杯獲得に向けて、知事の思いを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 議員御指摘のように、ここ2大会の国スポでは、設定した目標に届かず、厳しい結果でありましたことから、競技団体と緊急会議を開催し、危機感を共有するとともに、強化計画の改善を図っているところであります。

現在、様々な競技団体が、国内でも有数のアドバイザーを招聘し、レベルアップ、強化に取り組んでおり、私自身もその強化の現場を直接訪問し、選手や競技関係者を激励しておりますが、着実に競技力の向上につながるものと期待しております。

先日行われました国スポ冬季大会におきましては、南国宮崎としては、冬季大会での成績に苦戦しているところではありますが、今回の大会では、平成8年以来、30年ぶりの入賞をし、青森国スポの本大会に向けて、勢いのつくスタートを切ることができたところでもあります。

宮崎国スポにおいて天皇杯を獲得することは、県民の皆様に夢や感動を与え、郷土愛を育むとともに、スポーツランドみやぎのさらなる発展にも大きく貢献する、本県にとって大変意義あるものと考えております。

引き続き、天皇杯獲得という高い目標を掲げ、官民一体となり、競技団体とも連携しながら全力で取り組んでまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。残された1年半という限られた期間で天皇杯獲得を実現するためには、これまで以上に組織の実効性とトップの思いが結びついた、官民一体となった強力な推進体制が不可欠であります。過去の天皇杯獲得が現在の宮崎のスポーツ基盤を築いたように、今回の大会を未来への投資と位置づけて、組織連携の実効性と強化施策の加速を強く提言いたします。

国スポ・障スポ時の警備計画について伺います。

現在、警備業界の有効求人倍率は全国的に6倍を超え、離職率も20%から30%と高水準で推移しております。

本県では、公共事業の前倒し発注や災害復旧工事が続き、建設現場における交通誘導警備の需要が高止まりしているため、警備員の確保が一層激化していると聞いております。

こうした状況下で、大会期間中に必要な警備人員を確保するためには、早期に警備業界、建設業界、自治体が連携し、需要の平準化や現場

調整を図る体制が不可欠であります。

宮崎国スポ・障スポを円滑に実施するため、県はどのように警備業務に取り組んでいくのか、国スポ・障スポ局長に伺います。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君） 宮崎国スポ・障スポでは、来場者の安全確保や混乱防止を目的とした雑踏警備や交通誘導整理、入場の管理などの警備業務が行われます。

このため県では、警備等に関する専門委員会を設置し、関係者の意見を伺いながら実施計画等を策定するとともに、競技会を実施する市町に向け業務の手引を配布するなど、計画的に取り組んでおります。

また、大会期間中は、警備業務における人員確保に加え、宿泊、輸送への影響が想定されるため、会期中の公共工事の抑制やイベントの自粛などについて、関係機関に依頼しているところです。

今後とも、安全かつ円滑な大会運営に向け、万全な警備体制の構築に取り組んでまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。大会運営に向けて、関係団体、市町村とも連携を強化いただき、準備をお願いいたします。

続きまして、外国人材確保・雇用対策について伺います。

令和9年に、技能実習制度から育成就労制度へ制度変更が進められ、大きな転換点を迎えます。本県は、日本滞在の資格別で、技能実習生の割合が令和6年10月の厚労省の統計で56.6%と、国の平均の倍以上の比率となっています。育成就労制度の変更により、県内産業の人材確保・維持に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

育成就労制度への移行に伴う課題とその対策

について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（川北正文君） 育成就労制度では、転籍要件の緩和等により、労働条件のよい都市部への人材流出などが懸念されることから、人材の確保と併せ、定着につなげるための仕組みづくりが大きな課題であります。

このため県では、今年度開所した外国人材受入・定着支援センターにおける、企業側の受入れ体制整備へのアドバイスや、雇用された外国人材のキャリアアップへの助成など、様々な支援を行っているところです。

加えて、受け入れ後のミスマッチの防止を図るため、海外の送り出し機関との連携強化による外国人材の入国前教育の充実や、県内事業者のニーズを踏まえたマッチングを行う事業を当初予算案で計上するなど、安定的かつ効果的な人材の確保及び定着に向け、全力で取り組んでまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。国内外関係する機関との連携の強化等、既存の海外人材の継続雇用が図れるよう、様々な施策展開を要望いたします。

続きまして、介護人材におけるマッチング支援事業の成果と今後ということでお伺いします。

本県の介護職員は、令和8年度に2,563人、令和22年度には7,771人の不足が見込まれ、深刻な人材確保難が続くとされています。この需給ギャップを踏まえると、外国人介護人材の受入れと定着は、県の介護基盤の維持に不可欠です。特定技能介護人材が、令和5年207人から令和6年427人と倍増してきました。

外国人介護人材マッチング支援事業の成果と外国人介護人材に係る今後の取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 本事業では、インドネシアなどで実施した海外PRにおいて、介護事業者が関係者と意見交換し、現地の状況を把握することで、受入れに向けた事業者の積極的な取組が見られるようになり、この2年間で、17事業所、50人のマッチングが成立しております。

また、県内の外国人介護人材数は、令和7年6月で838人と、ここ2年間で倍増しております。

今後は、より積極的な取組が重要となりますので、事業者等が行う海外現地での採用活動等を支援する外国人介護人材獲得強化事業を来年度予算案に計上しております。

県としましては、これまでの取組を継続するとともに、今後の国の動向も踏まえつつ、外国人材の確保・定着の取組を進めてまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。ここ2年で外国人介護人材数が倍増していると。非常に進歩していると感じております。引き続き、外国人介護人材獲得強化事業もしっかりと対応いただくようお願いいたします。

最後に、移住・UIJターンと就職・転職の取組について伺いたいと思います。

移住・UIJターンでは、暮らしと仕事が、多様な働き方が進む中でも切り離せない状況であります。県の相談窓口の状況は、移住・UIJターンが総合政策部、就職・転職が商工観光労働部で施策の展開が進められております。

まず、宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターについてであります。

本県のUIJターンの動向を見ると、国や県の支援はあるものの、市町村の厚い移住補助金制度もあり、近年、世帯数の実績を伸ばしてきました。

しかし、東京ふるさと回帰支援センターの統計で相談件数の実績を見ると、さらに移住世帯数を伸ばせるのではないかと感じます。

県は、東京をはじめ、大阪、福岡、宮崎の4拠点に相談員を配置し、移住相談体制を整備しています。

宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターの役割や相談実績について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（川北正文君） 東京、大阪、福岡、宮崎の4か所に設置する宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターでは、本県への移住を検討する方に寄り添い、後押しをするため、生活環境や移住支援金をはじめとした支援制度等を案内するとともに、就職に向けた県内企業とのマッチングを行っております。

センターへの令和6年度の相談件数は、前年度比約15%増の2,218件となっており、関心の高まりを感じておりますが、引き続き、窓口をPRするイベントの開催や、接遇等の研修実施による相談員の資質向上にも取り組んでいくこととしております。

今後とも、このような取組を通して窓口の利用者を増やし、さらなる移住促進に努めてまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。

続けて、ふるさと宮崎人材バンクについて伺いたいと思います。

ふるさと宮崎人材バンクは、商工観光労働部が運営し、UIJターン希望者と県内企業をつなぐ求人マッチング機能を担っています。宮崎への移住や転職に関心が高く、宮崎優先の方には大変期待される仕組みであると思います。

UIJターン就職の促進に向けて、ふるさと宮崎人材バンクの機能強化が必要と考えられま

すが、今後の県の取組について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） ふるさと宮崎人材バンクによる令和6年度の就職決定者数は185名であり、前年度から増加したものの、県総合計画アクションプランの最終目標である令和8年度260人の達成には、なお乖離がある状況です。

このような中、議員御指摘のように、人材バンクにおける相談対応や掲載情報などについて、より一層の充実を図る必要があると考えております。

このため来年度、求職者に対するキャリアコンサルティングや企業に対する個別相談等を実施することで、人材バンクのマッチング機能を強化することとしており、新たに専任のコーディネーターを配置するため、必要な経費を当初予算案に計上しております。

今後とも、積極的に必要な改善を図りながら、U I Jターン就職の促進に取り組んでまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。今後は、相談窓口の機能を単なる情報提供にとどめず、就業支援、企業マッチング、移住後フォローまで、一体的に強化する必要があるかと思えます。

U I Jターンでは、暮らしと仕事が不可分であるにもかかわらず、相談者のニーズが部局間をまたぎ、支援が分断されるのではないかと懸念されます。

次を要望いたします。移住から就業、定着まで一体的に支える体制を構築していただきたいということ、求職者へ必要で正確な情報を適切な表現でサイト上にしっかり掲載していただきたいということを要望したいと思います。

以上、宮崎県総合計画から農業、林業、教育行政職、港湾行政等について質問いたしました。事業を展開していくに当たり、県民の皆様の声を受け止め、向かう方向としては「安心と希望の宮崎をつくる」であります。根底にある基本理念をよりどころに、目的を明確にして、ぶれない政策を実現していくことが重要であります。この理念実現を目指して、日々取組を続けてまいりたいと思っております。

最後になりますけれども、今議会をもって退職される同年齢の皆様、長い期間、県政運営に携わっていただきまして本当にありがとうございました。

今後も地域に貢献いただくよう心からお願いいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○外山 衛議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時58分散会

